

政務活動記録簿 (年会費負担)				
				会派・議員名 太田 敦
年 月 日	2020年5月27日			
年会費名	建設政策研究所2020年度会費			
相手方	特定非営利法人 建設政策研究所			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 災害に強い国土、県土づくりや快適な社会資本の整備など建設政策の全般にわたる研究とその報告を、講演会、機関誌の発行等で広げている</p> <p>◆本会の活動頻度 総会、講演会など研究会合などを適時、開催。月1回の機関誌を発行</p> <p>◆参加者の状況 建築士や防災士など専門家や建築に携わる労働者、地方議員など</p> <p>機関誌に発表される論文により得た知識、情勢を議会質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	2800円	11000円 + 振替手数料 203円 = 11203 ÷ 4 (4人で分担) = 2800円	18
		合計 2800円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料：建設政策研究所定款、「建設政策」表紙コピー			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

# 建設 政策

—特集—

## 町場の仕事を考える

5 2020  
No.191

- ◇ 小特集 ベトナム建設事情 技能実習生の母国を訪ねて
- ◇ 建設政策研究所2020年度第1回研究委員会 (2020.3.27) 講演から(抄録) 國學院大學労供研究会事務局長 本田一成氏(國學院大學教授) 建設産業における労働者供給事業の現状と課題



# 特定非営利活動法人 建設政策研究所

## 定 款

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人建設政策研究所という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を北海道札幌市中央区南 8 条西 16 丁目 2 番 20 号コーポ前川 1F 北海道建設厚生協会内、及び大阪府大阪市中央区釣鐘町 1 丁目 1-1 AK レジデンス 501 号室に置く。

### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、災害・環境破壊を起こさない国土づくり、快適な国民生活に必要な社会資本の建設、建設産業界の民主化、建設労働者の労働条件の改善及び中小建設業者の経営の安定及び社会的地位の向上などに関する調査・研究を推し進め、国民と労働者・中小業者の生活に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、建設産業関係の団体・個人及び学者・研究者・専門家と連携し、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 調査・研究・政策提言活動
- (2) 資料・情報収集活動
- (3) 情報・資料バンク
- (4) 出版・宣伝活動

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上
  - 2 理事のうち1名を理事長とし、副理事長を若干名、専務理事を1名置くことができる。
  - 3 役員は、無報酬とする。ただし常勤役員は、理事会において選出し、規程を定めて報酬を支給することができる。

### (選任等)

第13条 理事及び監事は総会で団体会員及び個人会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会で互選する。
- 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充する。

### (職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を掌握する。

- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代行する。
- 3 専務理事は理事会の決定に基づき、事務局を総括し日常業務を処理する。
- 4 理事は理事長の下で、総会の決定を執行する立場から審議・実践する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (任期等)

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

たは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第22条 総会は、会員総数の40分の1以上の出席がなければ開会することができない。

2 会員総数は団体会員、賛助会員、個人会員各々1団体1名と数える。

(議決)

第23条 総会における議決事項は、第21条第3項の既定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に既定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第24条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の既定により表決した会員は、第22条(定足数)、第23条第2項(議決)、第25条第2号(議事録)及び第37条(定款の変更)の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の内容及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人3人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会等

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(3) 寄付金品

(5) その他の収入

(予算)

第 33 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、総会の議決を経るものとする。

2 前項の既定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(予備費の設定及び使用)

第 34 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり、翌年の 10 月末日に終わる。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 37 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を経なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 38 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

同	今井 拓	同	丸山 信二
同	後藤 英輝	同	三楠 正廣
理事	山田 規世		
監事	深見 勝治	同	藤好 重泰

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 12 月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 34 条第 1 項の既定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 37 条の既定にかかわらず、成立の日から 2005 年 10 月末日までとする。
6. この法人の設立当初の会費は、次に掲げる額とする。
  - (1) 団体会員 1 口 1 万円
  - (2) 個人会員 1 口 5 千円
  - (3) 賛助会員 1 口 5 万円
7. この法人の設立により、任意団体建設政策研究所の事業、会員及び財産は、この法人が継承する。
8. 任意団体建設政策研究所の事務局職員及び給与の既定は、この法人が継承し、その勤務年数は通算する。
9. 2009 年 7 月 2 日一部変更

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 太田 教

年 月 日	2020年6月18日他			
年会費名	奈良県統計協会特別会員 (団体) 2020年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	5000円	20000円 × 1 / 4 = 5000円	28
	合計 5000円 (100%充当)			
備考	特別(団体)会員会費であることから会派を構成する4人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。



# 奈良県統計協会会則

昭和 2 年	2 月 1 2 日	総会議決
昭和 2 3 年	8 月 5 日	改 正
昭和 2 4 年	3 月 5 日	一部改正
昭和 2 8 年	2 月 7 日	全面改正
昭和 2 9 年	2 月 2 6 日	一部改正
昭和 3 0 年	8 月 2 5 日	一部改正
昭和 3 1 年	2 月 2 6 日	一部改正
昭和 3 4 年	1 0 月 1 日	一部改正
昭和 3 9 年	4 月 2 4 日	一部改正
昭和 4 5 年	5 月 2 2 日	一部改正
昭和 5 0 年	5 月 1 3 日	一部改正
昭和 5 1 年	5 月 2 7 日	一部改正
平成 4 年	3 月 2 5 日	一部改正
平成 8 年	3 月 1 9 日	一部改正
平成 8 年	4 月 1 日	一部改正
平成 9 年	3 月 1 9 日	全部改正
平成 1 7 年	4 月 1 日	一部改正
平成 1 8 年	3 月 1 7 日	一部改正
平成 3 0 年	6 月 1 日	一部改正

## 第 1 章 総則

### (名 称)

第 1 条 この会は、奈良県統計協会という。

### (事務所)

第 2 条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

### (目 的)

第 3 条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

## 第 3 章 会員

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会で開催を決議したとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。
- (3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

- (1) 会務報告
- (2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

2 理事会は、次の場合に随時開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。
- (3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃
- (2) 事業計画及び予算の決定
- (3) 事業報告及び決算の承認
- (4) 会費及び負担金に関する事項
- (5) 基金及び財産の管理に関する事項
- (6) 総会に附議する事項
- (7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

ばならない。

(剰余金及び残余財産)

第28条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則（第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正）

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則（第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正）

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則（第4条、昭和39年4月24日一部改正）

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則（第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正）

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（第9条、平成4年3月25日一部改正）

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正）

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（第8条、平成8年4月1日一部改正）

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月19日全部改正）

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日一部改正）

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月17日一部改正）

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則（平成30年6月1日一部改正）

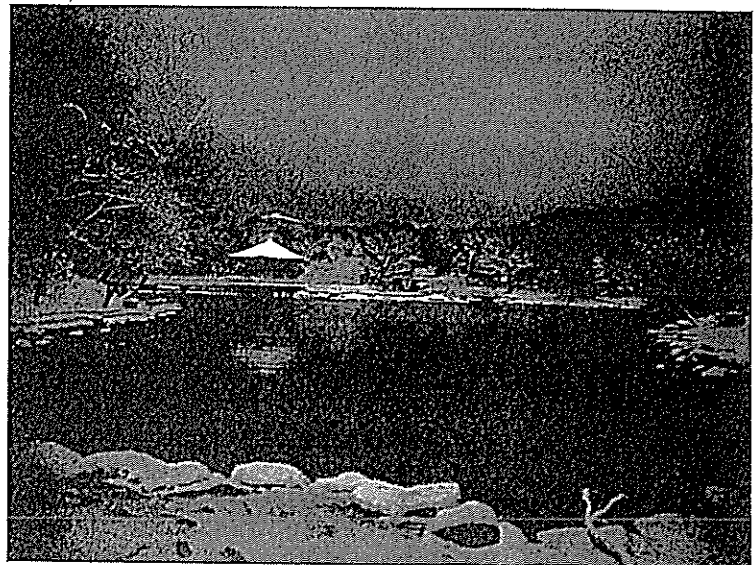
この会則は、平成30年6月1日から施行する。

# 統計レポート

2020年1月号  
No.333

## 特集

- (1) 平成28年度奈良県県民計算経済の概要  
－建設業、製造業等の持ち直しにより、実質で+2.3%と3年ぶりのプラス成長－
- (2) 家計消費の動向  
－平成30年家計調査(奈良市)の結果から－
- (3) 平成30年工業統計調査結果確報【奈良県結果】
- (4) 在学者・卒業者数及び卒業後の状況  
－文部科学省：令和元年度学校基本調査の結果(速報)から－
- (5) 奈良県の賃金・労働時間・雇用の動き  
－平成30年毎月勤労統計調査地方調査結果から－



奈良県統計協会

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2020年7月29日			
年会費名	奈良自治体問題研究所2020年度会費			
相手方	奈良自治体問題研究所			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	県や市町村の施策や調査報告、研究者や団体の研究・調査報告を収集し、解明、自治体への提言をもつぱら行う研究所であり、同会の資料、報告、提言、発行物はすべて政務活動に活用			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 別紙、規約の「総則」のとおり、「自治体問題、地域問題に関する調査・研究および学習」をすすめる</p> <p>◆本会の活動頻度 課題別学習会、講座、シンポジウムの定期的開催 研究所機関誌「奈良の住民と自治」の発行(月1回刊)</p> <p>◆参加者の状況 定期的に行われる講座、シンポジウムなどに参加 「奈良の住民と自治」の購読と資料の活用</p> <p>情報を収集し、議会の質問に活かす</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	2020年度会費	3600円	奈良自治体問題研究所年会費	42
		合計 3600円 (100%充当)		
備考	添付資料：機関誌「奈良の住民と自治」表紙、規約(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

# ならの住民と自治

NO. 328 2020・7・15

発行：奈良自治体問題研究所 〒639-1160 大和郡山市北郡山町246 大和ビル3F  
奈良自治体労働組合総連合内 ☎ 0743-55-3060  
《連絡先》：事務局 城 ☎ 携帯 090-5881-5126  
《郵便振替口座》：00920-0-91468 奈良自治体問題研究所  
《ホームページ》：<http://naraitikensub.jp>

## 第62回自治体学校 Zoom分科会・講座等

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本年7月に予定していました「第62回自治体学校 in 広島」の代替措置として、8月に「第62回自治体学校Zoom分科会・講座等」が実施されます。

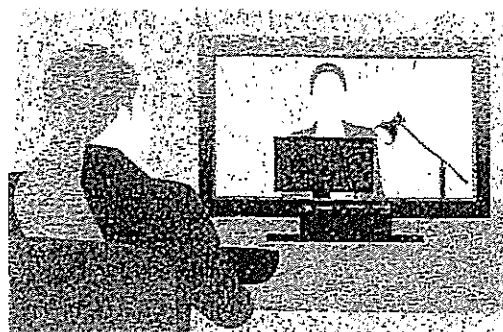
全体会（宮本憲一氏の記念講演、岡田知弘理事長の特別報告）はDVD視聴となり、分科会・講座についてはZoomミーティングとなります。既に申し込みが始まっていますので、参加を希望される方は、自治体問題研究所（全国研）のホームページからお早めに申し込みください。

## 奈良自治研は集団受講します

奈良自治研は、Zoomを利用されない方等のために、奈良自治労連事務所をお借りして集団受講をすることにしました。

次ページのとおり12の分科会・講座がありますが、集団受講する分科会・講座は、〇太字で書かれている7分科会・講座です。

全体会の記念講演、特別報告を受けて分科会・講座が構成されていますので、集団受講を希望される方も事前に記念講演、特別報告を聞かれる方がいいです。自治体問題研究所（全国研）のホームページから、全体会DVD+分科会テキスト（会員2000円）をお早めにお求めください。



受講日は、8月1日（土）午前・午後、2日（日）午前・午後、8日（土）午前・午後、9日（日）午後  
集団受講は、有料、1回500円です。

奈良自治労連事務所は広くはないため、三密を避けるため人数制限をする予定です。

受講は先着順、会員優先です。

7月27日～30日の間に、城（090-5881-5126）までお申し込みください。

全体会DVD+分科会テキスト（会員2000円）は事前にお求めください。

マスク着用、飲み物等持参、ゴミ持ち帰り厳守

\* 奈良自治労連事務所には、来客用駐車場はありません。公共交通機関か、城ホール駐車場又は三の丸駐車場（有料）など周辺駐車場をご利用ください。

住所は、大和郡山市北郡山町246 大和ビル305（大和郡山市役所から北へ数十メートル、3階への階段は入口正面ではなく、建物中央の階段でない）と事務所に着きません。 TEL 0743-55-3060

## 自治体学校に参加しましょう

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い一堂に会した形での開催とはなりませんでした。逆に、安価で多くの分科会・講座に参加できることになりました。一流の講師の講演をたくさん聞けるチャンスですので、ぜひご参加ください。事前に自治体問題研究所のホームページをご覧ください。

# 奈良自治体問題研究所規約

## 第一章 総則

第1条 この研究所は、奈良自治体問題研究所（以下「研究所」という）といい、事務所を大和郡山市内におく

第2条 この研究所は、自治体問題、地域問題に関する調査・研究および、学習活動を行い、地方自治の民主的な発展に寄与することを目的とする

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 自治体、地域に関する調査・研究・啓発および資料の収集
- (2) 社会福祉、医療、教育、文化、地域・まちづくり計画、環境、地域経済、地域産業、行政の民主化、地方財政等、住民生活に関わる諸問題について
- (3) 講座、講演会、研究会等の開催および講師の斡旋
- (4) 研究所報『ならの住民と自治』の発行
- (5) 『住民と自治』誌の学習と普及
- (6) 目的を同じくする各種機関、団体との協力および当該事業への参加
- (7) その他前条の目的を達成するための事業

## 第二章 会員

第4条 会員は次のとおりとする

- (1) 正会員 目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 目的に賛同し、これを援助する個人または団体

第5条 会費は次のとおりとする

- (1) 正会員、個人会費は月300円（『住民と自治』誌併読は800円）  
団体会員は月1口1,000円
- (2) 賛助会員 個人、団体、年額1口5,000円

第6条 入会の承認は理事会において行う

## 第三章 役員等

第7条 研究所に、次の役員をおく

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 理事長            | 1名  |
| (2) 副理事長           | 若干名 |
| (3) 常任理事（内1名は事務局長） | 若干名 |
| (4) 理事             | 若干名 |
| (5) 監事             | 2名  |

第8条 役員は総会で選出する

- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない

第9条 この研究所に顧問をおくことができる

- 2 顧問は理事会において推薦し、総会において承認する
- 3 顧問は随時理事会に出席して意見を述べるることができる

第10条 この研究所に研究員をおくことができる

- 2 研究員は、理事会において選任し総会に報告する
- 3 研究員は、随時理事会に出席して意見を述べることができる
- 4 研究員は、その専門性を生かして研究成果を、研究所ニュースや諸事業で発表する
- 5 研究員には、必要な費用を支払うことができる

#### 第四章 事務局

第11条 研究所の日常の事業・活動を円滑に行うため、事務局をおく

- 2 事務局員は、会員の中から事務局長が推薦し、理事会において承認する

#### 第五章 会議

第12条 総会は最高の決定機関で、正会員で構成する

- 2 総会は次の事項を議決する

- (1) 年間の事業（活動）計画
- (2) 予算および決算
- (3) 役員を選出および承認
- (4) 規約の改正
- (5) その他、必要と認める事項

- 3 総会は会員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状を持って出席とみなすことができる

- 4 議事は、出席者の過半数で決定する。ただし、可否同数の場合は議長が決定する

- 5 30名以上の会員の請求があった時は、臨時総会を開催しなければならない

第13条 理事会は役員（監事をのぞく）で構成し、総会の方針に基づき事業の執行を決定する

- 2 理事会は、理事長が招集する

#### 第六章 会計

第14条 会計は会費およびその他の収入をもって充てる

第15条 監事は会計を監査し、総会において監査結果を報告する

第16条 会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする

#### 第七章 規約改正および運用

第17条 この規約は議決権を有する総会出席者の3分の2以上の議決を経て改正することができる

第18条 この規約の施行上必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定めることができる

#### 付則

この規約は、2018年1月27日より施行する

2000年 1月29日 制定

2001年 1月27日 一部改正

2006年 1月28日 一部改正

2011年 1月15日 一部改正

2018年 1月27日 一部改正



第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 太田 教

年 月 日	2020年11月11日～13日				
政務活動先	大阪社保協「全国地方議員社会保障 ZOOM 研修会セミナー」				
研修名	大阪社保協「全国地方議員社会保障 ZOOM 研修会セミナー」				
参加者	地方議員、自治体職員他				
参加目的	全国的な女性や子どもの貧困、介護保険制度、国保の実態などについて学び、交流する				
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	別紙  女性と子どもの貧困、介護保険制度、人口減少時代の自治体政策、生活保護、憲法を暮らしに活かす、国保の都道府県化の推進についての実情と展開の方向性について学んだことを質問等にいかす				
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	宿泊費		円	内訳:	
	研修費		40000 円	内訳: 研修参加費	76
合計 40000 円 (すべて政務活動)					
備考	添付資料: 「全国地方議員社会保障 ZOOM 研修会セミナー」のご案内 (日程・申込書)				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

## 全国地方議員社会保障 ZOOM 研修会セミナー

### 参加記録

太田 敦

新型コロナウイルス感染症が広がる下での社会保障を学び、考える地方議員全国地方議員 ZOOM セミナーにインターネットを通じて参加しました。

保育現場から見える親と子どもの貧困については DV や子どもへの虐待など近年、相談が増えていること、相談者の99%が女性であることなどが改めてわかりました。また、日本の労働者世帯は働いていても貧困状態にあり、シングルマザーで一度も正規で雇用されることなく子育てしている人もいる実態なども明らかになりました。

このほか、「生活保護制度と地方自治体」というテーマでは地方が生活保護を変えようと思っても基本統計や情報公開がほとんど進んでいなかったり、データを持っていても公開しないなどの問題があることがわかりました。

まずは自治体のケースワーカーの充足率を知ることが大切であることも学びました。

(了)

## 2020 年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」のご案内

日頃より、住民のくらしと命を守る議員活動にご尽力いただき、ありがとうございます。

さて、大阪社会保障推進協議会(大阪社保協)では、議員の皆様のご活動に必須となる社会保障制度に関するごにもない研修会を来年度も実施いたしますのでぜひご参加ください。

各講座日程と内容(テーマは仮称) 初日の受付開始時間は9時です。

日程	テーマ	講師
4月22日(水) 10時~13時	国保都道府県単位化と地域医療構想~自治体の課題	長友薫輝先生(三重短期大学教授)
4月22日(水) 14時~17時	生活保護制度と地方自治体~地方間格差による諸課題	桜井啓太先生(立命館大学准教授)
4月23日(木) 10時~13時	シングルマザーのリアルとサポート~自治体に求められる政策とは ★後半は講師とシンママさんとのフリートーク	寺内順子先生(大阪社保協事務局長・一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事)・応援団のシンママさん
4月23日(木) 14時~17時	介護保険「改革」の動向と自治体の課題~2021年改定を前にいまからできること~	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長・佛教大学非常勤講師・ケアマネジャー)
4月24日(金) 10時~13時	保育現場からみえる親と子どもの貧困~保育の充実が親子を守る~	増淵千保美先生(尚絅大学短期大学部准教授)
4月24日(金) 14時~17時	沖縄から子どもの孤立(貧困)対策を考える~誰一人取り残さない社会とは~	前城充先生(沖縄県与那原町政策調整監)

会場 大阪府保険医協会 MD ホール アクセス <https://osaka-hk.org/access>

対象 全国都道府県・市町村議員

規模 150人(入金順で登録します。振込予約は受付いたしません)

申し込み 下記講座申し込み用紙記入の上必ずfax またはメールでお申し込みの上入金してください。

研修参加費 40,000円(部分参加費はなし。昼食代は含まれておりませんので各自おねがいします)

ホテル等は各自で手配をお願いします。大阪では現在ホテルの手配が大変難しくなっています。ホテル手配等ご希望があれば国際ツアーリストビューローに直接ご相談ください。Tel)078-351-2110 担当)大村

振込先、郵便振替口座 00970-5-30475 加入者名 大阪社会保障推進協議会

この欄に「議員研修会参加費」とお書きいただき領収書の宛名・日付等書き方を正確にお知らせ下さい。入金確認次第領収書を送付いたします。4月1日以降キャンセルはお受けいたしません。

大阪社会保障推進協議会 fax /06-6357-0846 メール osakasha@poppy.ocn.ne.jp

問い合わせは必ずfax またはメールでお願いいたします。

## 2020 年度大阪社保協「全国地方議員社会保障研修会」申込書

ふりがな おおた おし

(あいうえお順で名簿整理しますので必須)

☆氏名 太田 敦

☆都道府県名

☆市町村名 奈良県

☆政党名 日本共産党

☆連絡先(領収書等こちらからの文書送り先となりますのでもちろん明記してください)

住所 〒 635-0023 都道府県 奈良県 区・市・町・村 大和高田市

Tel 携帯Tel(必須) XXXXXXXXXX

Fax メールアドレス XXXXXXXXXX

☆領収書の書き方(宛名・日付)があればお知らせください

各位

大阪社会保障推進協議会

事務局長 寺内順子

TEL06-6357-8662 fax06-6357-0846

osakasha@poppy.ocn.ne.jp

謹啓

さて、2020 度大阪社保協「全国地方議員社会保障 ZOOM 研修会セミナー」が目前に迫ってきました。

本日、レジュメ・資料集を事前送付いたします。

この資料集を受け取った受講生の方は、必ず、zoom セミナー招待 URL を受け取るメールアドレスから返信をお送りください。そのメールアドレス宛に、3 日間のセミナーの URL をお送りいたします。

なお、今回の zoom セミナーが初めてという方もおられるとおもいますので、事前にリハーサル zoom URL もお送りいたしますので、練習いたしましょう。

また、当日議会等で参加できないという方は、後日録画したものをメールまたは DVD でお送りしますので、ご希望の方はその旨メールにお書きください。

講座日程と内容は以下です。

当日は 15 分前には URL をクリックして入室し、マイク・カメラともミュートで参加していただきますようお願いいたします。

#### □新型コロナ禍のもとでの社会保障を学び考える全国地方議員 Zoom セミナー各講座日程と内容

	日程	テーマ	講師
①	11月11日(水) 10時～13時	保育現場からみえる親と子どもの貧困～保育の充実が親子を守る～	増淵千保美先生(尚綱大学短期大学部准教授)
②	11月11日(水) 14時～17時	生活保護制度と地方自治体～地方間格差による諸課題	桜井啓太先生(立命館大学准教授)
③	11月12日(木) 10時～13時	シングルマザーのリアルとサポート～自治体に求められる政策とは ★後半は講師とシンママさんとのフリートーク	寺内順子先生(大阪社保協事務局長・一般社団法人シンママ大阪応援団代表理事)・応援団のシンママさん
④	11月12日(木) 14時～17時	沖縄から子どもの孤立(貧困)対策を考える～誰一人取り残さない社会とは～	前城充先生(沖縄県与那原町政策調整監)
⑤	11月13日(金) 10時～13時	介護保険「改革」の動向と自治体の課題～2021年改定を前にいまからできること	日下部雅喜先生(大阪社保協介護保険対策委員長・佛教大学非常勤講師・ケアマネジャー)
⑥	11月13日(金) 14時～17時	国保都道府県単位化と地域医療構想～自治体の課題 1	長友薫輝先生(三重短期大学教授)

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動日記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年月日	2020年5月12日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月 (NO. 110) (129700枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会の提案、議論(質問)、決定を広報し、広く県民の意見、要望を開く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化した(すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算委員会の討論などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求めた。</li> <li>・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。</li> <li>・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。</li> </ul> <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4	8
	印刷代	関西共同印刷所	67100円	129700枚分×1/4	10
		合計 157421円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年3、4月号 (No.110)				

注 発行した広報紙を添付してください。

# コロナ禍…「国民の苦難解決に全力

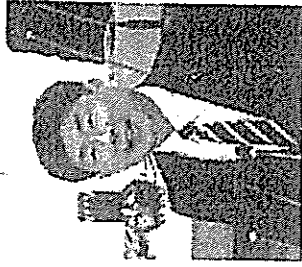
## 日本共産党県議員団が調査、論戦、申し入れ

2月県議会

ると決まりました。

### 検査体制の抜本的強化と感染拡大を防止 大田あし議員が代表質問

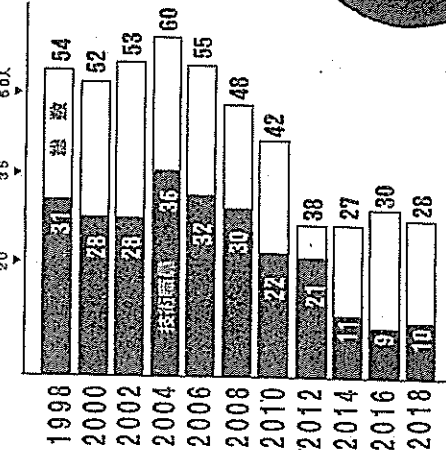
大田あし議員は代表質問で、新型コロナウイルスについて、県内での感染者の件数が3月1日の時点で36件(同時期に和歌山県は80件)と増加傾向が強く、検査体制の強化が急務であることを指摘し、検査体制の抜本的強化を求め、知事への認識を問いました。



知事は「検査は医師の指示で行うことであり、知事がやることではない」と検査体制の拡大は言及しませんでした。  
大田議員は「県内では1日24時間検査できない状況であり、検査体制の拡大を求めます」と重ねて知事を求めました。  
また、観光業への影響について、2月の県民旅行がキャンセルされる3月・4月の予約もキャンセル、土産物屋などの商店の売り上げも激減するなか、県内の中小企業の営業を守るためにさらなる金融支援を知事に求めました。知事は「感染対策を

受けながら迅速に対応していく考えです。  
また大田議員は、知事の指示で昨年取り組まれた「政治意識調査」について、県民の感情や内心の自由に踏み込む内容で行政の中立性に区別するものとする主張と主張、結果の公表を取りやめるべきと知事に迫りました。知事は「質問書に作成した内容が答えであり、意図的にお金を料、公費を

新型コロナウイルスのPCR検査は現在、すべて奈良県商生研センターでおこなわれています。検査要員の増員がPCRセンターの人員は減らされ、20年間に増設で半減、検査の検数もは3分の1にはなっています(左グラフ参照)。何か急な事態にに対応できるのかどうか不安です。抜本的な人員や機材の拡充が求められます。

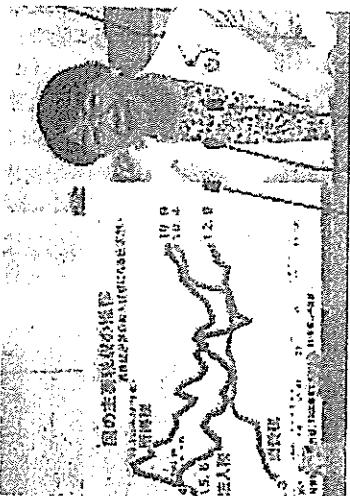


奈良県衛生研究所がPCR検査に使用する検査要員数

### 今こそ、消費税は減税すべきです 今井光孝議員が一般質問

今井議員は「消費税10%増税と新型コロナウイルスの影響で、観光客の激減や製造業では原材料が入らないなど深刻な影響が出ている。中小企業からは、これ以上の増税は言えない、負担は無理との切実な声を聞く」と述べ、消費税率を緊急に5%に引き下げるように国に求めるべきだと訴えました。  
知事は「増税側面という話は何も聞いていない」とそのような発言はだいたい他の理由でアウトになった方がいいかと思うと述べ、引き下げを政府に求める考えはないと述べました。

増税側面という話は何も聞いていない  
引き下げを求める考えはない 知事



また、政府によるいせい

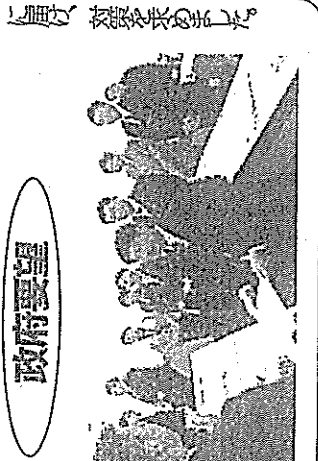
依據費について「突然の休校で居場所のない子どもたちの他、非常勤・日雇用の教師、給食関係者など収入が途絶えれば生活困窮の人がいる」と述べ、「住居の不安を解消するために、市町村などの意見を十分に聞くべき」と今後の対応について問いました。  
吉田富弘教育長は、「各市町村との連携を密にして対応してまいります」と答え、今井議員は重ねて、先の見えない不安のなか、大家の権性を強いられている子どもたちのために、学校図書車などの開放を求めたのに対して、吉田教育長は、感染拡大のリスクを抑える対応の下での図書館の開放に「いいのではないかと前向きな姿勢を示しました」

平群町で計画されているメガソーラーについては今井議員は「200戸もある住居街の上手に、甲子園球場1個分という大規模な開発など実施すれば福島の資本金10万円の会社で住民説明会では資料すら配付されず、災害が起きた時に大丈夫か、など住民の不安な点がある」とい、設置時のルールを作るよう農林部長に求めました。  
平群町におけるメガソーラーは県内の番目の規模であると同時に、住居街の上手の開発は県内初めてのことであり、住環境に大きな影響を及ぼすことがないように規制する仕組みが必要です。

### 営業を守れ！命と健康を守れ！

日本共産党は新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、県民の苦難解決のため、各地を訪問し、聞き取り調査活動や

行政への申し入れをおこなっています。共産党奈良県議員団は2月27日、経済産業省に経済支援策の強化を、厚生労働省に検疫・保健体制の強化を申し入れしました。  
中国など海外からの奈良観光が激減するなか、市内の旅館、ホテルや東大寺門前の土産物屋さんから聞き取った営業への影響と金融支援を求める声を政府



政府要望

日本共産党  
奈良県議会だより  
2020年4月  
No.110

日本共産党奈良県議員団  
県会議員 山村さち子  
県会議員 今井光孝  
県会議員 小林てらよ  
県会議員 大田あし

630-8501 奈良市登大路西の奈良県議会内  
Tel:0742(27)5291 Fax:0742(27)1492  
Eメール  
naiken@ccp@forest.ocn.ne.jp

### 共産党県議団が提案する予算の組み換え

#### 見直しを求めた主な事業

- ・大企業向け企業立地補助金 ……10億円
- ・大立山まつり ……約7000万円
- ・京奈和自動車道大和北道橋 ……2億5000万円
- ・マイナンバー制度関連 ……2億円
- ・野アジアカ ユーザーサポート ……約9000万円

#### 実施を提案した主な事業

- ・子どもの医療費・福祉医療の窓口負担なし(完全無料化) ……1億円
- ・大学生むけ給付型奨学金 ……1億2000万円
- ・後期高齢者医療費助成 ……1億円
- ・介護保険利用者負担軽減 ……1億円
- ・国民健康保険の窓口負担軽減 ……1億円
- ・学校給食の地産地消 ……1億円
- ・商店街のリニューアル事業 ……1億円
- ・住居リノベーション助成 ……1億円
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策 ……1億4000万円

20億円(県当初予算の0.25%)あれば実現できる!

# 県民のいのちを守る体制強化を

厚生労働省は感染者数が1-1に達すると奈良県内に入院患者2500人、重症患者900人、外来患者4600人を推計しています。奈良県内の一帯閉鎖、接触者



### PCR検査体制の拡充求める 山村幸穂議員が予算委員会で論戦

外来は8病院、PCR検査ができるのは奈良保健福祉センターのみ。1日24件の検査が可能ですが、職員4人

でPCR検査。このままでは対応できません。

山村幸穂議員は予算委員会でこの10年間で保健福祉センターの人員が約20人削減され、予算は半減していることを指摘し、人員増や機器の購入、さらには民間検査機関にも依頼するなどして検査の体制を抜本的拡充を求めました。

また、病床削減ありきの国の政策を批判するとともに、早急入院体制の強化も求めました。

地域医療連携課長は「入院体制は感染指定病院24床に加えその他の病床40床を確保したととをえ、福祉医療部次長は「職員をあらたに1人配置するとともにPCR検査機器を購入、最大30件/日の検査が可能」とことなきま

た。こうした現状であるにもかかわらず、急性期の病床を削減する「地域医療構想」をすすめています。山村議員は、ベッドの削減を中止して、県民の命を守る体制を強化すべきと主張しました。

共産党県議団は4月2日、新型コロナウイルス感染症の罹患疑いで休業する国保被保険者被用者への傷病手当金を支給する条例改正を、市町村が速やかに行えるよう、国保財政を管理する責任をおっている奈良県がしつかり市町村を支援するよう求める申し入れ【右写真】をおこないました。奈良県社会保険推進協議会もこの日、同趣旨の要望書を提出しました。

なお、市町村の取り組みは奈良県が把握し、厚生労働省にまとめて報告することになっています。



新型コロナウイルス感染症被害者国保被保険者への傷病手当金を支給して県緊急要望

## 「奈良公園への高級ホテル建設」「理不尽な高校再編」2つの裁判が判決

奈良公園に建設中の高級ホテルをめぐり、周辺住民が「ホテル利用者が公園地を使用することは、公園を一般に開放することとして知事が出した設置許可の取り消しを求めた裁判で、奈良地裁は住民側の訴えを退ける判決を言い渡しました。住民側は控訴する方針を明らかにしています。

一方、平城高校生徒4名が同校の閉校を決定した条例の取り消しと損害賠償などを求めた裁判は、条例取り消しの訴えは退けたものの、損害賠償を一部認める画期的な判決となりました。

県教育委員会は判決を受け、理不尽な高校再編のあり方を県関係者へ誠意ある説明を行うべき



核兵器廃絶被爆者署名推進奈良県民の会発足 「会役員と今井光行議員が知事と懇談

県内に住む被爆者や被爆二世の人も含めてこのほど、「核兵器廃絶被爆者署名推進奈良県民の会」が発足。奈良県にあっては被爆者団体「わかくさの会」が解散しているという現状です。被爆者署名推進の母体となります。同会の主なメンバーが知事と懇談【写真】し、同会の発足を知らせ、県内での署名推進について意見交換をおこないました。

第11号様式の5 (第5条関係)

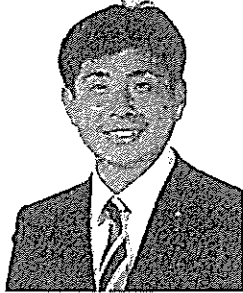
政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2020年7月10日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年6、7月号 (27000枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (24000枚) とポスティング及び街頭配布等 (3000枚)				
発行目的	新型コロナウイルス感染症拡大にともなう県民生活への影響調査と県政への申し入れなど太田敦県議の諸活動と結果を広報し、意見を求める				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止の調査・聞き取り活動などを知らせ、必要な支援のあり様、具体的な支援の提起などを示した</li> <li>・コロナの影響をうける大和高田市民の生活を守り、かつ支援する国、県、市独自の制度を紹介し、活用するよう提案した</li> </ul>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	83160円	27000枚分×1.10 (消費税)	37
	新聞折込代	奈良産経企画	73920円	@2.80円×24000枚×1.10 (消費税)	36
	合計 157080円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年6、7月号				

注 発行した広報紙を添付してください。





太田 敦の県議会報告  
日本共産党奈良県議会議員

# 太田あつしがゆく！

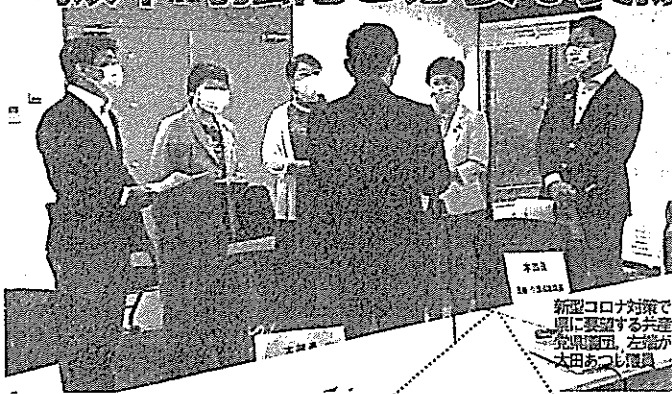
自宅 住所 大和高田市日之出京本町12の25  
電話&FAX 0745-53-7102

ブログ 「太田あつしがゆく！」 太田あつし 検察

2020年6、7月  
NO. 36

日本共産党奈良県議員団  
奈良市登大路町30  
奈良県議会内  
tel 0742 (27) 5291  
fax 0742 (27) 1492

## 感染流行の第2波に備え、医療と検査体制の抜本的強化と必要な支援を必要な人にすぐに



新型コロナウイルス感染拡大が暮らしと営業を直撃しています。様々なとられた支援策も、なかなか届きません。必要な支援が、必要な方々にすぐに、確実に届くよう、そのために全力で取り組む決意です。

安倍政権が新型コロナウイルス感染拡大の対策のため2020年度第2次補正予算案(総額約32兆円)を決定しました。4月末に決まった第1次補正予算(約25兆円)は、事態の深刻さに見合うものではありませんでした。

国民の暮らしと営業の打撃ははかりしれず、コロナの影響による企業の解雇や雇い止めは厚生労働省のまとめだけで1万人以上に上り、また企業の倒産や休業・廃業見直しも3万5000件に達しています。

こうした状況の中、国民の声によって、第2次補正予算案では、医療、雇用、中小企業などへの支援策が大幅に拡充されました。医療では、コロナ対策の

ための「緊急包括支援交付金」を2兆2370億円が計上。企業が従業員に支払う休業手当の一部を補助する雇用調整助成金は日額上限を8330円から1万5000円に、休業中に賃金を受け取れなかった人への給付金を創設。地方自治体への交付金を2兆円増額。中小企業や個人事業主に対する家賃支援、学生への支援策は、対象が狭いという問題は残しながらも、盛り込まれました。

国民世論の力が政治を動かした成果です。今後は一刻も早く国民の手に届けられるように、スピードと実効性が求められます。私もそのために全力を尽くして取り組む決意です。

### 新型コロナ禍 次の対策へ検査体制強化 継続を日本共産党奈良県議員団が県に要望

日本共産党奈良県議員団は5月27日、コロナ感染症の長期化を見すえた財源確保や体制強化などの中長期的な対策を求める申し入れ(第4次)を、荒井正香奈良県知事に行いました。(上写真)

申し入れでは▽PCR検査ができる体制の引き継ぎの強化▽検診の自衛などで減収となった全ての医療機関に対し財政支援をおこなう▽休業協力金について、5月7日以降も休業した事業者に対し、第2次支援の具体化と休業要請の対象にならなかった職種に対する補償▽学校で使用するマスク・消毒液・検温計などを十分に確保することなどを要望しました。

共産党県議員団と共産党奈良県委員会新型コロナ感染拡大防止対策本部が4月8日の申し入れ(第3次)以降、県民からの要望が多かった、PCR検査の実施数は1日あたり150件に増え、入院患者のベット数の確保も進んでいます。月2回程度だった知事の定例記者会見も週1回程度に増えました。

### 大和高田市長に新型コロナ対策で申し入れ



4月10日、堀内大造大和高田市長へ日本共産党大和高田議員団(太田あつし県議、沢田洋子・向川まさひで・所すすむ市議)として新型コロナウイルス感染症対策についての申し入れと懇談を行いました。私たちからは市内事業者の支援や感染拡大防止の更なる取り組みなどを要請しました。市民の安心に少しでも近づけるように日本共産党大和高田議員団としても引き続き精一杯頑張ります。

### 奈良県がコロナ対策の補正予算109億円

4月28日：奈良県議会5月臨時議会

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休業要請に応えた事業者に対し、県独自に協力金を給付する、高齢者施設・障害者施設へのマスク配布などコロナ対策の総額109億円の補正予算が5月臨時議会で提案されました。

#### 【主な事業内容】

- 休業要請に伴う協力金(中小企業20万円、個人事業主10万円)・・・180億3000万円
  - 西和医療センターに「発熱外来クリニック」設置・・・6800万円
  - PCR検査体制の充実、ドライブスルー検査の運用拡大など・・・8800万円
  - 重症・中等症患者の病床確保(人工呼吸器やECMOなどの整備)・・・17億5100万円
  - 軽症者の宿泊療養施設確保(東横イン新大宮駅前など)・・・17億6500万円
  - 医療従事者のための宿泊施設利用料補助(上限1万円)・・・4億円
  - 障害者支援・高齢者福祉施設等へのマスク・消毒液確保支援・・・21億5000万円
  - 制度融資の資金繰り支援(業者向け600億円の融資枠創設など)・・・10億5200万円
  - 県職員として臨時雇用(20人、内定取り消しの場合など)・・・5300万円
  - 家賃補助(収入減で住居を失う恐れがある場合、単身3.3~3.8万円など)・・・1100万円
- そのほか、医療従事者への手当て基金、離職者向け県営住宅確保など  
総額109億8800万円

市民と県政を結んで全力で頑張っています

新型コロナの影響で困っていませんか？

新型コロナウイルス感染症の拡大で暮らし・雇用、営業などに影響が広がっています。支援のための制度を活用し、暮らしを守りましょう。

**新型コロナ禍  
こんな制度が使えます！**

(2020年6月1日時点)

個人向け  
事業者向け

**家賃が払えない**

**住居確保給付金**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業や収入減のため住宅を失ったが、家賃の支払いに困っている方。

\* 世帯人数により上限額が決まっています。  
\* 原則3か月

0745-22-1101  
大和高田市保護課くらし・せいかつ支援係

**休業で当座のお金がない**

**生活福祉資金の貸付(県制度)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業や休業により家計が維持できない方。

**緊急小口資金(生活福祉資金) 特別貸付**

新型コロナウイルスの影響で生活維持のための貸付が必要な世帯に、無保証人無利子(県制度)

(貸付金額) 上限10万円  
特別な場合は20万円

(返済) 据置: 1年、返済期間: 2年以内

**総合支援金**

新型コロナウイルスの影響で収入減や失業、生活困窮の世帯に。

(貸付金額) 単身者 ~月15万円  
2人以上世帯 ~月20万円

(返済) 据置: 1年、返済期間10年以内  
(貸付期間) 原則3か月

0745-23-5426  
大和高田市社会福祉協議会

**国民健康保険・後期高齢者医療保険でも  
傷病手当金が支給されます**

新型コロナ患者となった国保加入者・後期高齢者医療保険被保険者に傷病手当金(雇用されている人)が支給されます。

国保の方  
0745-22-1101 大和高田市保険医療課

後期高齢者医療保険の方  
0745-22-1101 大和高田市保険医療課  
0744-29-8430 奈良県後期高齢者医療広域連合

**市税の納税猶予、国保料や介護保険料の減免など**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業や収入減などで大変な時は納税の猶予や保険料が減免される場合があります。

市税の納税猶予  
0745-22-1101 大和高田市収納対策室

国保料の減免  
0745-22-1101 大和高田市保険医療課

介護保険料の減免  
0745-22-1101 大和高田市介護保険課

例えば、前年の所得が300万円以下の方が3割減額になると国保料が全額免除になります。(世帯状況により異なります)

**アルバイトの収入減で学業継続が厳しい**

**学生支援緊急給付金**

大学、短大、高専、専門学校に在籍する学生一人当たり10万円(住民税非課税世帯は20万円)を給付。各大学学生課へ

**休業要請の協力金**

**奈良県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(県制度)**

奈良県の休業要請に休業、時短に協力した事業者等に、中小企業20万円/個人事業主10万円

0742-27-3600  
奈良県コールセンター

**大和高田市感染症拡大防止休業**

協力金(市独自)

奈良県の休業協力金給付決定事業者に市独自に上乗せ支給。中小企業10万円/個人事業主5万円

0745-22-1101 大和高田市新型コロナウイルス感染症対策本部

**持続化給付金**

ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に給付金を給付。法人200万円/個人事業主100万円を上限に、昨年1年間の売り上げからの減少分を給付。\*大和高田市内に持続化給付金申請にかかる相談窓口が設置されました。

0120-115-570 持続化給付金事業コールセンター

**給料が出せないよ**

**雇用調整助成金**

新型コロナウイルスの影響で事業を縮小せざるを得なくなった会社には従業員の給料への助成金が出ます。会社が手続きします。

**水道料金の基本料金2か月分(5-6月分)を全額減免(市独自)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける世帯の経済的負担を軽減するため。

\*一時的に上下水道の支払いが困難な方については、支払いの猶予が受けられる場合があります。

0745-52-1365  
大和高田市水道総務課

**資金繰りがきびしい**

**特別貸付・特別利子補給制度による公的金融機関の無利子・無担保融資**

新型コロナウイルスの影響を受けて(1)最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少、(2)業歴3か月以上1年1か月未満の場合でも、過去3か月の平均売上高が5%以上減少など。

**セイフティネット保証(4号、5号)**

中小業者が民間金融機関から融資をうける際には、一般保証(限度額2、8億円)をうけられます。加えて、売上高の減少率に応じてセイフティネット4号、5号の特別制度(同2、8億円)の利用も可能です。別枠で危機関連保証(同2、8億円)も利用できます。

0570-78-3183  
中小企業金融・給付金相談窓口

トラブル続きの制度の1つですが、本来は働く人々の雇用を守るためにしっかり機能してほしい仕組みです。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2020年7月15日				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年6、7月号・カラー増刷分 (3000枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	ポスティング及び街頭配布等 (3000枚)				
発行目的	新型コロナウイルス感染症拡大にともなう県民生活への影響調査と県政への申し入れなど太田敦県議の諸活動と結果を広報し、意見を求める。				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一内容で、先に発行した議会報告が単色による印刷され、「暮らしを守る制度紹介」が読みにくいものとなったため、印刷枚数を減じ、カラー印刷による再発行をおこなった</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止の調査・聞き取り活動などを知らせ、必要な支援のあり様、具体的な支援の提起などを示した</li> <li>・コロナの影響をうける大和高田市民の生活を守り、かつ支援する国、県、市独自の制度を紹介し、活用するよう提案した</li> </ul>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	118800円	3000枚分×1.10 (消費税)	38
		合計 118800円 (100%充当)			
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年6、7月号・カラー増刷分				

注 発行した広報紙を添付してください。



### 太田 敦の県議会報告 日本共産党奈良県議会議員

# 太田あつしがゆく！

自宅 住所 大和高田市日之出栗本町12の25  
電話&FAX 0745-53-7102  
ブログ 「太田あつしがゆく！」 太田あつし 検索

2020年6、7月  
NO. 36

日本共産党奈良県議員団  
奈良市登大路町30  
奈良県議会内  
tel 0742 (27) 5291  
fax 0742 (27) 1492

## 感染流行の第2波に備え、医療と検査体制の抜本的強化と必要な支援を必要な人にすぐに



新型コロナウイルス感染拡大が暮らしと営業を直撃しています。様々にとられた支援策も、なかなか届きません。必要な支援が、必要な方々にすぐに、確実に届くよう、そのために全力で取り組む決意です。

安倍政権が新型コロナウイルス感染拡大の対策のため2020年度第2次補正予算案(総額約32兆円)を決定しました。4月末に決まった第1次補正予算(約25兆円)は、事態の深刻さに見合うものではありませんでした。

国民の暮らしと営業の打撃ははかりしれず、コロナの影響による企業の解雇や雇止めは厚生労働省のまとめだけで1万人以上に上り、また企業の倒産や休業・廃業見通しも3万5000件に達しています。

こうした状況の中、国民の声によって、第2次補正予算案では、医療、雇用、中小企業などへの支援策が大幅に拡充されました。医療では、コロナ対策の

ための一緊急包括支援交付金を2兆2370億円が計上。企業が従業員に支払う休業手当の一部を補助する雇用調整助成金は日額上限を8330円から1万5000円に、休業中に賃金を受け取れなかった人への給付金を創設。地方自治体への交付金を2兆円増額。中小企業や個人事業主に對する家賃支援、学生への支援策は、対象が狭いという問題は残しながらも、盛り込まれました。

国民世論の力が政治を動かした成果です。今後は一刻も早く国民の手に届けるために、スピードと実効性が求められます。私もそのために全力挙げて取り組む決意です。

### 新型コロナ禍 次の対策へ 検査体制強化 継続を 日本共産党奈良県議会議員団が県に要望

日本共産党奈良県議員団は5月27日、コロナ感染症の長期化を見すえた財源確保や体制強化などの中長期的な対策を求める申し入れ(第4次)を、荒井正吾奈良県知事に行いました。(上写真)

申し入れでは▽PCR検査ができる体制の引き続きの強化▽検診の自粛などで減収となった全ての医療機関に対し財政支援をおこなう▽休業協力金について、5月7日以降も休業した事業者に対し、第2次支援の具体化と休業要請の対象にならなかった職種に対する補償▽学校で使用するマスク・消毒液・検温計などを十分に確保することなどを要望しました。

共産党県議員団と共産党奈良県委員会新型コロナウイルス感染拡大防止対策本部が4月8日の申し入れ(第3次)以降、県民からの要望が多かった、PCR検査の実施数は1日あたり150件に増え、入院患者のベット数の確保も進んでいます。月2回程度だった知事の定例記者会見も週1回程度に増えました。

### 大和高田市長に新型コロナ対策で申し入れ



4月10日、堀内大造大和高田市長へ日本共産党大和高田議員団(太田あつし県議、沢田洋子・向川まさひで・所すずむ市議)として新型コロナウイルス感染症対策についての申し入れと懇談を行いました。私たちからは市内事業者の支援や感染拡大防止の更なる取り組みなどを要請しました。

市民の安心に少しでも近づくことができるように日本共産党大和高田議員団としても引き続き精一杯頑張ります。

### 奈良県がコロナ対策の補正予算109億円

4月28日：奈良県議会5月臨時議会

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休業要請に応えた事業者に、県独自に協力金を給付する、高齢者施設・障害者施設へのマスク配布などコロナ対策の総額109億円の補正予算が5月臨時議会に提案されました。

#### 【主な事業内容】

- 休業要請に伴う協力金(中小企業20万円、個人事業主10万円)・・・180億3000万円
  - 西和医療センターに「発熱外来クリニック」設置・・・6800万円
  - PCR検査体制の充実、ドライブスルー検査の運用拡大など・・・8800万円
  - 重症・中等症患者の病床確保(人工呼吸器やECMOなどの整備)・・・17億5100万円
  - 軽症者の宿泊療養施設確保(東横イン新大宮駅前など)・・・17億6500万円
  - 医療従事者のための宿泊施設利用料補助(上限1万円)・・・4億円
  - 障害者支援：高齢者福祉施設等へのマスク・消毒液確保支援・・・21億5000万円
  - 制度融資の資金繰り支援(業者向け600億円の融資枠創設など)・・・10億5200万円
  - 県職員として臨時雇用(20人、内定取り消しの場合など)・・・5300万円
  - 家賃補助(収入減で住居を失う恐れがある場合、単身3.3~3.8万円など)・・・1100万円
- そのほか、医療従事者への手当て基金、離職者向け県営住宅確保など  
総額109億8800万円

市民と県政を結んで全力で頑張っています

新型コロナの影響で困っていませんか？

新型コロナウイルス感染症の拡大で暮らし・雇用、営業などに影響が広がっています。支援のための制度を活用し、暮らしを守りましょう。

**新型コロナ禍  
こんな制度が使えます！**  
(2020年6月1日時点)

個人向け  
事業者向け

**家賃が払えない**

**住居確保給付金**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業や収入減のため住宅を失ったか、家賃の支払いに困っている方。

\*世帯人数により上限額が決まっています。  
\*原則3か月

0745-22-1101

大和高田市保護課くらし・せいかつ支援係

**休業で当座のお金がない**

**生活福祉資金の貸付(県制度)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業や休業により家計が維持できない方。

**緊急小口資金(生活福祉資金) 特別貸付**

新型コロナウイルスの影響で生活維持のための貸付が必要な世帯に。無保証人無利子(県制度)

(貸付金額) 上限10万円  
特別な場合は20万円

(返済) 据置: 1年、返済期間: 2年以内

**総合支援金**

新型コロナウイルスの影響で収入減や失業、生活困窮の世帯に。

(貸付金額) 単身者 ~月15万円

2人以上世帯 ~月20万円

(返済) 据置: 1年、返済期間10年以内

(貸付期間) 原則3か月

0745-23-5426

大和高田市社会福祉協議会

**国民健康保険・後期高齢者医療保険でも  
傷病手当金が支給されます**

新型コロナ患者となった国保加入者・後期高齢者医療保険被保険者に傷病手当金(雇用されている人)が支給されます。

**国保の方**

0745-22-1101 大和高田市保険医療課

**後期高齢者医療保険の方**

0745-22-1101 大和高田市保険医療課

0744-29-8430 奈良県後期高齢者医療広域連合

**市税の納税猶予、国保料や介護保険料の減免など**

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて失業や収入減などで大変な時は納税の猶予や保険料が減免される場合があります。

**市税の納税猶予**

0745-22-1101 大和高田市収納対策室

**国保料の減免**

0745-22-1101 大和高田市保険医療課

**介護保険料の減免**

0745-22-1101 大和高田市介護保険課

例えば、前年の所得が300万円以下の人が3割減額になると国保料が全額免除になります。(世帯状況によります)

**水道料金の基本料金2か月分(5-6月分)を全額減免(市独自)**

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける世帯の経済的負担を軽減するため。

\*一時的に上下水道の支払いが困難な方については、支払いの猶予が受けられる場合があります。

0745-52-1365

大和高田市水道総務課

**アルバイトの収入減で学業継続が厳しい**

**学生支援緊急給付金**

大学、短大、専修、専門学校に在籍する学生一人当たり10万円(住民税非課税世帯は20万円)給付。各大学学生課へ

**休業要請の協力金**

**奈良県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(県制度)**

奈良県の休業要請に休業・時短に協力した事業者に。中小企業20万円/個人事業主10万円

0742-27-3600

奈良県コールセンター

**大和高田市感染症拡大防止休業協力金(市独自)**

奈良県の休業協力金給付決定事業者に市独自に上乗せ支給。中小企業10万円/個人事業主5万円

0745-22-1101 大和高田市新型コロナウイルス感染症対策本部

**持続化給付金**

ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者を対象に給付金を給付。法人200万円/個人事業主100万円を上限に、昨年1年間の売り上げからの減少分を給付。\*大和高田市内に持続化給付金申請にかかる相談窓口が設置されました。

0120-115-570 持続化給付金事業コールセンター

**給料が出せないよ**

**雇用調整助成金**

新型コロナウイルスの影響で事業を縮小せざるを得なくなった会社には従業員への給料への助成金が出ます。会社が宇続きします。

トラブル続きの制度の1つですが本来は、働く人の雇用を守るためにしっかり機能してほしい仕組みです。

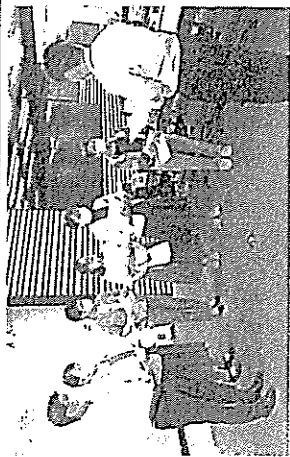
第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動日記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年月日	2020年8月12日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月 (NO. 111) (129700枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療体制の拡充、県民の経済的負担軽減のための施策の推進を提案。コロナ危機の第2波に備え、PCR検査など検疫体制を強化し、県民の営業と暮らしを守る経済支援強化を求める議会内外の取組を紹介。</li> <li>・不要不急の事業を見直し、予算を確保して、新型コロナ感染防止のための抜本的対策をおこなうことなどを含む奈良県予算案の修正提案をおこない、その内容を詳細に報告した。</li> <li>・県営水道料金の引き下げを求める議会論戦、地方議会での意見書採択の状況を知らせ、県の対応を求めた。</li> </ul> <p>読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4	46
	印刷代	関西共同印刷所	69575円	129700枚分×1/4	47
		合計 159896円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年7、8月号 (No.111)				

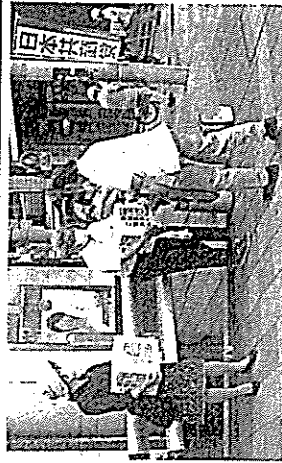
注 発行した広報紙を添付してください。



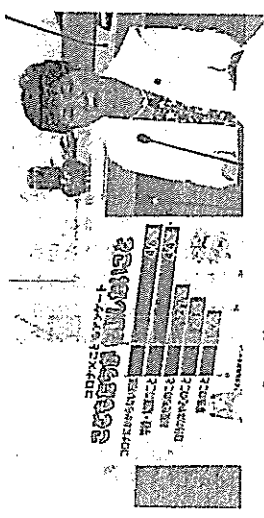
**要請活動** 医療従事者の負担軽減  
 医療従事者の負担軽減の推進を求め、奈良県に対し、知事への要請活動と併行して、知事と主要議員の協議を求めています。

新型コロナウイルス被害救済支援

苦難軽減のため全力で取り組んでいます



**新型コロナウイルス** 2020年7月、奈良県で九州地方を中心に大きな被害が広がりました。多くは県民にでた被害者です。多くは、十分な対策がとれず、被害が広がりました。



【山形県議会が示した「1人1人」】 県民生活は具体的な期間を越えて長期に及び、初めて経験する子ども世代への影響が心配。総がかりでケアの取り組みが求められます。



小森前代議員は、代表質問で厚生労働省が担うべき役割の重要性を述べ、6月17日現在、全国で64.7%しか病床確保ができていないと指摘。病床確保に備えて十分な病床確保が必要とし、病床削減を問題とする「地域医療構想」により、県内ではこの3年間に400余りの病床が削減されており、今後近接する病床削減をすすめる「地域医療構想」の見直しを求めました。

公立公的病院の再編統合撤回を、床削減につながる地域医療構想は中断し、見直しを、小森前代議員が代表質問

新型コロナウイルスの感染者が東京などで急増し、奈良県でも7月4日、38日以内に感染者が確認されました。日本共産党奈良県議団は引き続き、第2波に備え、迅速な経済支援を求め、医療体制の強化を求めます。

新型コロナウイルス危機 第2波に備え、医療・検疫体制の強化と経済支援を!

**日本共産党 奈良県議会だより**  
 2020年7月 NO.111  
 630-0901 奈良市南大宮9-39 奈良県議会  
 TEL0742(27)9291 FAX0742(27)1492  
 E-mail: naraken@forest.corr.jp

山形議員は、代表質問で、保健所体制の強化、減収を苦む医療機関への財政支援を、山形議員が代表質問

山形議員は、代表質問で、保健所体制の強化、減収を苦む医療機関への財政支援を、山形議員が代表質問

6月定例会奈良県議会 新型コロナウイルスの感染者が東京などで急増し、奈良県でも7月4日、38日以内に感染者が確認されました。日本共産党奈良県議団は引き続き、第2波に備え、迅速な経済支援を求め、医療体制の強化を求めます。

# 県営水道料金の引き下げができる

## 県水料金免除なら従量料金も引き下げができる

県下の市町村では、新型コロナウイルス感染症の影響から家計を支援するために、水道料金・基本料金を減免する対策が39市町村のうち27の市町村で実施されています。また、県営水道料金を引き下げてほしいという要望が出されています。

### 5市町議会で県営水道料金の引き下げを求める意見書採択

市町村議会でも6月議会において「新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴う県営水道料金の引き下げを求める意見書」が大和町、大和郡山形市、橿原市、川西町、斑鳩町で意見書が可決されました。県下の自治体、議会の強い願いとなっています。

### 建設委員会で太田議員が減免制度創設を要求

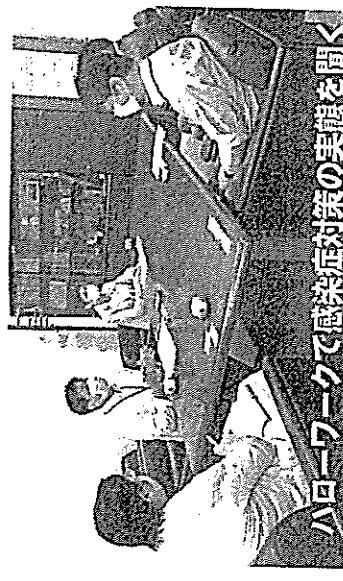
太田あつし県議は建設委員会で「市町村の要望や意見書に込められた県として水道料金の引き下げを検討すべき」と質問しました。県は、市町村が減免することを理由に県水からの補填があることを理由に県水を引き下げるといふ考えは考えられないと答弁。

また、奈良県水道用水供給条例には減免に関する規定がありません。奈良県では、紀伊半島大水害では県南部に広がったことから、減免に関する条例の規定を検討する必要があります。今回のことですが、大田議員は、今回のコロナ禍を機に災害時を想定した減免制度を検討すべきと求めました。



学校再開も私たちのメンタルケアを万全に

奈良市保健と教育の充実を求める会と新日本婦人の会奈良県本部が、学校再開にあたって、子どもたちの心に寄り添い、感染拡大の防止に万全をつくしながら、今こそ子ども人教職連携協会の実現を求め、県教育委員会に要望、日本共産党奈良県委員会全員が同席しました。



ハローワークで感染対策の実践を聞く

雇用調整助成金や労災保険の取組のため、職員はみんなフル回転。「責任持った仕事をやりきり、正社員をしっかりと増やしてほしい」と訴えられました。

## 新型コロナウイルス

# 日本共産党県議団 高校やローワークを訪問

日本共産党奈良県議団は、6月10日、県立高田高校とハローワーク大和南田に行き、感染対策の取組を聞き取りました。

現在、耐熱化工事中の高田高校では、同校校長が、15日から一斉登校となり、通常授業では密な状況は避けられない。市内の公共施設を借りて、補習講座を稼働している」と説明しました。この間は、クラブ活動もすべて中止となり、受験に向けて生徒たちのモチベーションを保つため励ましているとのことでした。

ハローワークでは、雇用調整助成金の申請が、昨年10月だけのところ、今年6月10日時点で371件に

初めての事業所が申請の手続きをするため、1回当たり1時間の説明を5回もしなければならぬ。国からは申請後2週間以内に支給するよう指示されているが労災保険の手続きに時間がかかる、などの苦情が明らかになりました。業種は、レンタル販売、自動車製造、飲食、理美容など多岐に及び、いずれも人材確保のための助成を求めていること。対応した職員は、「責任もって仕事ができる正規職員を増やして欲しい」と話していました。5月25日の他、県議団では特別養老ホーム「あすなろ」、自立援助ホーム「ミミサの森」、土庫病院など訪問聞き取り調査を行っています。

# 県立高校の普通科を希望する生徒、保護者の進路工をめぐり不安

今議会は、高校生以外の進路率が全国で最も低いと受け、県立高校の定員枠を求め、前期が掘進されました。前期者が付抵された委員会の趣旨説明を求めましたが、議会運営委員会は賛成少数で否決を拒否。このため、前期者の県民は趣旨説明をするとはならず、県議員は奈良県議団が本日本共産党の山村幹雄議員が委員会を趣旨説明する委員会の採択を求めましたが、賛成少数で否決された。

れました。本会議では日本共産党4人と奈良県新生なる一部の議員が賛成多数で賛成しましたが、賛成少数で否決されました。文藝くらし委員会も日本共産党の非委員議員は、前議案で否決された今年度県立高校と養育院高校の普通科定数が600名削減された一方で、新設の園部高校が定数削減となるなど、県北部の普通科定数が進路工にのみならず、進路工の削減を進めざるを得ない状況となりました。

## 県立高校再編計画

### 趣旨説明は「説明責任」

趣旨説明は説明責任を重んずる。このため、説明者の明確な選任と説明趣旨を明確にすること、紹介議員が1名以上必要とすることが規定されている。出ると同時に「委員会の趣旨説明の通告を出しましたが、議会運営委員会で審議の末、審議が了解しているものであり、説明者が趣旨説明することが一番。いくらか紹介議員も、審議する議員の質問に答えないことでもできてきます。「県民に開かれた議会」を標榜する奈良県議団はこのことが認められない。県民に「開かれた議会」で説明責任を重んずることとして、趣旨説明を重んずることに申し入れました。

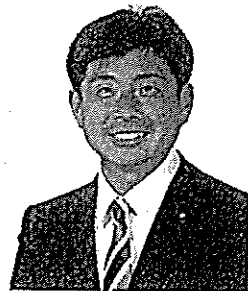


政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2020年10月12日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年9月号 (26400 枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (23400 枚) とポスティング及び街頭配布等 (3000 枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会における政務調査活動の報告と太田敦県議の県民要求にもとづく諸活動と結果を広報し、意見を求める				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ危機に立ち向かう県民組織、公的機関の奮闘を取材し、状況と要望を把握した。県担当課に申し入れをおこない、かつ議会で取り上げ、対応を求めた。</li> <li>・台風シーズンを前に、内水氾濫をおこしている地区への対策を求めた。</li> <li>・コロナ禍のもと、県営水道料金の引き下げを求め、論戦をおこなった。</li> <li>・保健所や衛生研究所の人員増員を求めた。</li> </ul> <p>以上の議会論戦、要望活動を知らせ、身近な要望を県政に届けるための行動と提案を知らせた。寄せられる意見、声を県政に反映する。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	169400 円	154000 円 (26400 枚) × 1.1 (消費税)	68
	新聞折込代	奈良産経企画	72072 円	65520 円 (23400 枚) × 1.1 (消費税)	67
	合計 241472 円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年9月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



# 太田 敦の県議会報告 日本共産党奈良県議会議員

## 太田あつしがゆく！

自宅 住所 大和高田市日之出東本町12の25  
電話&FAX 0745-53-7102

ブログ 「太田あつしがゆく！」 太田あつし (検索)

2020年9月  
NO. 37

日本共産党奈良県議員団  
奈良市登大路町30  
奈良県議会内  
tel 0742(27)5291  
fax 0742(27)1492

### 新型コロナウイルス危機を乗り越え、あふく奈良県と大和高田市を

共産党県議員団と  
太田あつし議員

県立高校 福祉施設 ハローワーク、ホテル、旅館などを訪問、懇談を重ねています

新型コロナウイルスは感染拡大が  
おさまらず、収束する様子  
がなかなか見えてきません。

いつでも何度でも、  
公費でPCR検査  
ができる体制へ

共産党議員団が調査

日本共産党奈良県議員団は  
8月1日、荒井正吾知事に新型コロナウイルス対策について6回目の申



県議会にPCR検査を公費で実施する共産党議員団

し入れを行い、県地域医療連携課が対応しました。  
申し入れでは、防疫目的の検査を公費負担で行うとともに、県内の感染発生地(エビセンター)を明確にし、その周囲全体を対

象にPCR検査を行うことなどを求めました。

同調は、民間の病院やクリニックなど医療機関独自の判断でPCR検査や抗原検査の取り扱いを可能とする「発熱外来認定医療機関」の拡大を図っており、11日現在18施設を認定(57診療所・病院)にまで拡大。「県の対処方針」9月1日現在)したと回答。さらに市町村への同様の発熱外来設置の要請やドライブスルー方式の拡充などの対策を明らかにしました。

共産党奈良県議員団は  
県立高校やハローワーク、  
特別養護老人ホーム、自立  
援助ホーム、病院、ホテル  
や旅館など訪ね、新型コロナウイルスの影響や要望の聞き取り調査を行っています。

対策を万全に生徒  
の学習を保障する  
ために

県立高校訪問し校長と懇談

現在、耐震化工事中の高田高校では、同校長が、6月15日からいっせいで登校となり、通常授業では「密」な状況は避けられないので、市内の公共施設を借りて、補習講座等を検討して

いるとの説明がありました。ク  
ラブ活動もすべて中止となった  
際は、受験に向けて生徒たちのモチベーションを保つため励ましていたとの話なども聞かせていただきました。

雇用調整助成金交  
付をスムーズに

ハローワークを訪問

ハローワーク大和高田では、「雇用調整助成金」等の申請が、昨年10月だけのところ、今年は8月25日時点で2360件に。



ハローワーク大和高田を訪問、懇談しました。

「多くの事業所が初めて申請の手続きをするため、1回当たり1時間の説明を5回もしなければならぬ」「国からは申請後2週間以内に支給するよう指示

されているが労災保険の手続きに時間がかかる」などの実情が明らかになりました。

業種はレンタル、観光、自動車製造、飲食、美容など多岐に渡り、いずれも人材確保のための助成を求めているとのことでした。  
今後引き続き、県内の施設などを訪ね聞き取りをおこなうとともに、必要な支援の対策を県が取るように働きかけていきます。



大和高田駅前バス停留所 (2020.8.27)



蔵之宮町 (2020.8.28)

## 一刻も早い水害対策を

連日の猛暑と夕方からの豪雨で大変な日が続きます。大和高田市では短時間にも関わらず、大雨が降ると道路で冠水があちこちで発生する状況が続いています。

特に冠水の発生箇所があった蔵之宮町や田井新町、神楽、日之出町などで住民への聞き取り調査を行いました。「短時間ですぐに冠水したので、土嚢は準備していたが、もう少し遅ければ家の中まで浸水していた」「駐車場が冠水して車も動かすことができず立ち往生した」「水路から水があふれて怖かった」など大変な状況を聞かせてもらいました。

9月は本格的な台風シーズンとなります。一刻も早い水害対策が求められています。私も繰り返し、議会でも取り上げましたが引き続き気を引き締めて取り組んでまいります。

### 県外高校を受験し進学する高校生11.5% (前年比) は全国ワースト



6月県議会で、高校生の県外進学率が全国で最も高いことを受けて、県立高校の定員増を求める請願が提出されました。

### 県立高校再編問題 高校進学希望者が県立高校に確保しつづける 定員増がかかせない

立止まりました。「石塚真司 探検の結果、日本共産党4人と創生委員、新生左派の一部の議員が賛成(9人)しました。反対多数(32人)で否決されました。

2019年12月の文部科学省の学校基本調査によると、県立高校の高校進学希望者のうち11.46%が県外進学で全国平均5%に比べて倍以上となっています。前田議員は全国ワーストであると指摘しています。

人口規模が同程度の県における県立高校の数は、比べても50校から60校程度の比

は、議員説明ができず、紹介議員となった山村孝司(議員)が議員会を越えて説明。議員の質問に答へました。

同議員は、議員会を招集を求めましたが、賛成少数で否決されました。

本議案では太田あつし議員が賛成多数で

# 市民と県政を結んで全力で頑張っています

### 水道料金支払い免除等経済支援実施状況 (市町村独自の新型コロナ対策)

- 水道料金基本料金を1か月分免除  
桜井市
- 水道料金基本料金を2か月分免除  
奈良市/大和高田市/大和郡山市/生駒市/香芝市/御所市/五條市/葛城市/斑鳩町/三郷町/安堵町/田原本町/大滝町/東吉野村/明日香村
- 水道料金基本料金を3か月分免除  
広陵町/平群町/河合町/高取町/黒滝村
- 水道料金基本料金を4か月分免除  
橿原市/王寺町/上牧町
- 水道料金基本料金を6か月分免除  
吉野町/川西町/北上山村
- 国の二次補正地方創生臨時交付金を活用した事業  
下市町=水道料金基本料金を8か月分免除(当初4か月分免除としていたところ、追加事業で4か月延長)  
吉野町=水道未普及世帯に免除額と同程度度の支援を実施  
生駒市=小水力発電事業の既収益との差額を市が負担する

\*市町村のホームページ、「広報紙」で公表されたものを日本共産党奈良県会議員団が集約しました。(2020年9月7日現在)

### ● 水道料金の免除実施市町村28 ● 県営水道料金引き下げを求める意見書採択5市町

### コロナの影響から住民の生活を守る 県営水道料金の引き下げを

県下の市町村では、新型コロナウイルス感染症の影響から家計を支援するために、水道料金・基本料金を減免する対策が39市町村のうち28の自治体で実施されています。

また、自治体の負担軽減を行うために、県営水道料金を引き下げしてほしいという要望が出されています。市町村議会でも6月議会において「新型コロナウイルスの感染症拡大の影響に伴う県営水道料金の引き下げを求める意見書」が大和高田市、大和郡山市、橿原市、川西町、斑鳩町で決議が可決されています。

### 太田あつし議員が建設委員会で論戦

太田あつし議員は建設委員会で「市町村の要望や意見書に答えるため、県として水道料金の引き下げを検討すべき」と質問しました。県は市町村が減免する部分は国からの補填があることを理由に県として支援を行うとは回答しませんでした。

また、奈良県水道用水供給条例には減免に関する規定がありません。紀伊半島大水害では県南部に広がったことから、減免に関する条例の規定を検討する必要があるとのことですが、これを機に災害時を想定した減免制度を検討すべきと求めました。

コロナ禍で病院経営が大変だからとして、患者負担増になり、市民の「診療抑制」に直結する診療報酬単価の引き上げを提案するなんて、荒井知事は何を考えているの?

### 診療報酬単価を1点10円から11円に 荒井知事が診療報酬単価一割引き上げを求める意見書を国に提案

知事は、奈良県内の医療機関がコロナの影響を受けているが調査すると表明していましたが、調査をして改めて5月の収入が前年同月比で平

均約15%~20%減ったことが判明しました。この実情調査は、知事は、国に意見を伝える材料にするとしていましたが、「診療報酬単価を1点10円から11円に引き上げて医療機関を守る」という考え方を示しました。

全国ほとんどの医療機関がコロナ感染拡大により感染患者さんを

受け入れたり、検査を積極的に行った病院はもちろん、そうでない病院、診療所も大きな影響をうけています。

複数の医療機関に問い合わせても新聞報道でも患者負担増により「さらなる受診抑制を招く」と反対の声が上がっています。

患者負担が引き上がる今回の事例は少なくとも県民への説明が求められ、県民的な議論が必要です。

### 市民アンケートにご協力ください

日本共産党大和高田議員団は、新型コロナについての市民アンケートを行っています。右QRから、ご意見やご要望をお寄せください。



現在では他の部署から応援を得ながら体制をとり、土日も開業し、情報を共有しやすいように全職員がフットプロアで対応しています。ピーク時には午前8時半の始業とともにいっせいに電話が鳴り続け、休憩できないほどのことでした。

前回は電話対応している現場も県でもありませんでした。その時はPCR検査が1週間後になった人もありました。奈良県は2015年に県中部の葛城保健所と桜井保健所を中和保健所に統合、全国2番目に広い地域を管轄することになった一方で、職員数は統合前より20人減らされています。私の住む大和高田市にも保健所がありました。統合されました。

保健所体制は削減ではなく強化すべきであるということこそ、コロナ禍の中、改めて実感しました。



中和保健所を開設しました

### 保健所体制は削減ではなく強化を

政務活動日記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 教

年 月 日	2020年12月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2020年11月 (NO. 112) (129700枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療機関と中小企業の営業を守る対策の推進、さらには、平城宮跡広場へのハコモノ・体験交流館建設事業など不要不急の大型事業を見直して財政をねん出し、細かいところまで行き届くコロナ対策の推進にまわすよう提案した代表質問など9月議会における論戦を紹介、意見を求める。</li> <li>・核兵器禁止条約の発効を来年1月にひかえ、日本政府が条約の批准、調印するよう奈良県から求めることの大切さを、知事に進言。否決されたが、県議会に提案された「決議」を紹介した。</li> <li>・県下に広く広まったウンカ被害への対応について、現地調査、県への要望、議会論戦など共産党県議団の活動を紹介し、意見を求めた。</li> <li>・コロナ禍のもと、学生の生活支援、対面授業を拡大することについて大学当局と懇談をすすめ、学生がどのように生活しているかを紹介した。読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</li> </ul>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321円	117300枚分×1/4	88
	印刷代	関西共同印刷所	69300円	129700枚分×1/4	90
		合計 159621円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2020年11月号 (No.112)				

注 発行した広報紙を添付してください。

**9月定例会県議会**

9月定例会議程は9月9日(水)～10月1日(金)の日程で開かれ、2020年度補正予算や2019年度決算などが審議されました。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済支援策や、医療・保健体制の確保が大きな焦点となりました。

**核兵器のない世界へ**  
核兵器禁止条約が2021年11月22日に発効します

**「核兵器禁止条約に早く参加を」決議 賛成少数で否決**

2017年7月に国連で採択された「核兵器禁止条約」が、2020年10月24日、中南米の国ホンジュラスが批准し、50か国となり、核兵器禁止条約は90日後の2021年11月22日に発効します。

これに先立つ、9月定例会議の最終日10月16日、唯一の被爆国の日本政府に条約の調印を求める決議が提案されました。今井光子議員が「全人類の幸福と世界の恒久的平和の現現を目指すため、唯一の被爆国である日本政府がいち早く批准を」と提案、自民党、公明党、維新の会の4会派の15名の議員が賛成しましたが、非賛党、自民党、公明党、維新の会の26名議員が反対し、賛成少数で否決されました。

梅村光生さん(被爆2世)は「残念です。私たちは核兵器の廃絶、核兵器禁止条約の早期発効を求めて運動を進めてきました。今日の県議会で、川口正徳議員が「核兵器廃絶を日本国民が訴えなくてはならない。平和な世の中をつくらう」と賛成討論し、議員各位に訴えられました。この発言に心を動かされました。核兵器を世界からなくす運動と称は止めることはできません。これからも運動を強化しよう」と話しています。

**日本共産党 奈良県議会だより**  
**2020年 11月 NO.112**

日本共産党奈良県議会議長 山崎さちほ  
副議長 山崎 光子  
常任委員 今井 光子  
編集委員 小林てるよ  
発行人 太田あつし

630-8501 奈良市多岐町3090奈良県議会議内  
TEL 742(7)5291 Fax 742(7)1492  
Eメール naraken-top@forest.cone.jp

**日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議(案)**

広島と長崎に原爆が投下され75年。核兵器を廃絶し、戦争のない平和な世界を実現することは、唯一の被爆経験国である日本はもとより、人類共通の願いである。

しかし今なお1万数千発の核兵器が存在し、核兵器の拡散も懸念され、人類は大きな脅威にさらされている。

こうした中で、広島、長崎の被爆者を先頭に核兵器の非人道的残虐性を告発してきた日本の市民運動が大きな役割を果たし、核兵器禁止を求め世界は世界を動かかし、平成29年7月7日、国連で核兵器禁止条約が採択された。

核兵器禁止条約を批准した国は、これまでに47か国となり、あと3か国が批准すれば、核兵器禁止条約は90日後に発効する。

奈良県は昭和63年に国際文化観光視察視察団と県議書を発行、奈良県議会は平成29年3月に全国でいち早く「核兵器廃絶を求めよう」という決議を上げてきた。

全人類の幸福と世界の恒久的平和の現実を目指すため、核兵器のない世界の実現に向け、核兵器禁止条約を調印し、核兵器禁止の推進的役割を果たすことを強く求めるものである。

以上、決議する。  
令和2年10月16日  
奈良県議会

**大企業は得意にPCR検査体制強化と医療機関・中小企業などを支援**

日本共産党の山村幸穂議員は代表質問にたち、新型コロナを大打撃を受けている中小企業や小規模事業者へのさらなる支援を求めました。また、医療現場の観点からPCR検査を「誰でもどこでも何處でも」受けられる体制を作るよう求めました。

山村知事は、中小企業者への支援について「市町村が実施するプレミアム商品券への乗せ支援や、県内観光につなげる「ふるさと納税」のクーポン発行、コロナ対策の無料予備費を4600億円に増額すると答弁。検査体制について「医療機関や福祉施設の職員を対象に週ごとにも検査を実施すること案は、ドライフレスク検査、箱外来クリニックが所、県民が直接受診し検査を受けられる箱外来認定医療機関(現存)か否」など充実する方針を説明しました。

山村議員はこのほか、医療機関の多くが受診控えや検査の延期などで収入が激減し、懸命に頑張る職員の給与が減額されたため、手当が出せない深刻な状態を紹介。知事が厚生労働省に支援を求め、一部地域だけ診療報酬が引き上げられ、医師会や医療機関からも「患者の負担が増える」と反対の声が上がっていることを示し、撤回を求めました。

山村知事は、「医療機関がなくなつて困るのは患者なので、負担をすることは当然」との姿勢を示しました。

山村議員はこのほか、平城宮跡への新たな歴史体験館(50億円)など、コロナ禍で県民が困っているときに不要不急の大規模開発を中止するよう求めました。

また、平城宮跡内を通っている近鉄線路を大宮通りに移設する計画案については、これまでに検討している情報(費用や環境アセス、利便性など)を公開して、県民の意見を反映するよう求めました。

**青天井に膨らみ続け  
見る平城宮跡事業など  
独自のコロナ支援を  
小企業者も支援を**

9月議会には、一般会計補正予算案が提出され、小林照代議員が予算委員会で論戦しました。総額286億5600万円の大型補正予算ですが、うち約9割は新型コロナウイルス感染症対策。財政内訳は国庫支出金と地方債が97.8%をほとんどで、自主財源はわずか2.2%にすぎません。



小森照代議員

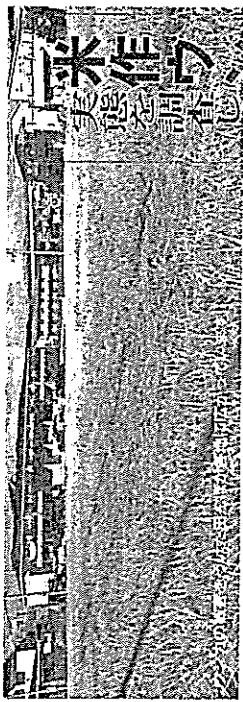
一方、補正予算には、平城宮跡の南側に当たるモリス工業跡地(4.9秒)を公園区域に編入し、多目的エリアとして整備するため、用地取得費が計上されました。計画地は、甲子園球場に相当する広い土地で、土地買収だけでも約

50億円以上と多額にのぼると見込まれています。

小森議員は「今回の補正予算は自主財源はごく一部であり、コロナ対策にしても県独自の事業は少しだけ。予算が青天井に膨らみ続ける平城宮跡利用推進事業など、不要不急の事業を削減し、基金も活用し、コロナを苦しむ県民への支援を」と求めました。

フリーランスや小規模な個人事業が多い文化・芸術活動に携わる人がこの支援事業の対象から外れ、先行きの見えない状況に陥っており、その実態把握と県独自の支援を求めました。また、「新型コロナ感染症への対応で、県内でも一般病棟では医師・看護師等の体制がとれず、がんや救急患者を受け入れが困難になることが見受けられました。医師・看護師の確保を強化する必要があるのでは」と訴えました。

知事は「奈良の病院はしっかりとあります。奈良県の医師は不足していません」と冷たい答弁。小森議員は今後の感染拡大に備え、十分な医師・看護師体制の拡充を求めました。



### 被害農家へ資金等支援を

#### 日本共産党県議団 農家への聞き取りすめ、県に要望

稲刈り最盛期、害虫であるウンカによる被害が広がっています。

日本共産党県議団は県内の農業関係者を訪問し被害実態を



被害農家へ聞き取りすめ、県に要望を

何うとともに、県当局へ対策を申し入れました。「今年は収穫が3分の1」「こんな被害は初めて」「早く対策はほしい、遅ければウンカ被害が広がる。保険に入っている人は調査が終わるまで刈れない」など実態は深刻です。

奈良県害虫防除所は7月31日に「注意報」を発令しましたが、9月以降急激に被害が拡大したことをうけ、9月17日に第2報を発令しました。各市町村の水田100枚を目安に調査した被害発生は発生は9月17日に22%、9月下旬に47%、10月上旬に52・9%となっています。

「ウンカ被害が出始めた7月の時点で薬剤の散布をおこなって、現状把握の調査で広がらなかったのでは。注意報が出されたのは知っているが、現状把握の調査もなければ、薬剤散布などの対応もなかった」との声も出ています。

日本共産党県議団は10月7、8日、被害をうけた農家を訪問、要望を聞きました。

15日には県害虫防除所でも聞き取り、13日には被害農家への支援を求めて県担当部長への要望【上写真】。①被害実態を調査し把握する、②被害農家に資金をはじめとする総合的な支援をおこなう、③県として予防対策に万全を期すことについて求めました。



現地調査をする本田議員（大和郡市内）

**新型コロナウイルス**

**いのちと暮らしを守る 対策の拡充を**

日本共産党県議団 **聞き取り・懇談に全力**

#### 特別支援学校のバス増車 一10月以降も継続に

特別支援学校の通学バスの過密化解消を目的に、国の予算を使って6校に7台のバスが増車されましたが、9月末で打ち切られることが問題になっていました。日本共産党県議団は支援学校に聞き取りを行うと共に、国会議員団とも連携し支援の継続を求めました。

その結果、10月からも継続されることになりました。引き続き願います。

#### 大学での対面授業の実施拡大と 大学生生活支援を

県立大、女子大、教育大で懇談



県内大学を訪問。コロナ禍での学生の様子、学生支援の取り組みなど、お話を伺いました。

県立大学での学生へのアンケートでは、対面授業を望む声とともに、通学時の感染リスクから、「通学したくない」という声もあり、学生が望むことの一環は、「友人に会いたい」とのことでした。また、奈良女子大学では、下宿を引き払って実家に帰った学生もいることが報告されました。また、各大学では授業料減免や食費を半額にするなど独自に学生生活を支援する取り組みも実施されています。

そして、県や市に対して、安心して通学できるように、PCR検査を誰でも受けられるようにしてほしいと要望しているとのことでした。

## 県民生活向上委員会の組織改善と、ハコモノ中心の観光振興の見直しを

今井光子議員は委員会で観光振興のあり方について議論。中でも、欧米産の観光客の誘致や、各種団体の会議参加などを目的に設立された「奈良県ハコモノセンター」について知事と質問しました。

今井議員は「県が75%を出資し、井知事が理事長を務める組織だが、

定款に基づかない運営や、多額な計画無理、パワハラ騒動や職員の大量退職が問題になっている」と指摘し、事業に基つて適正な処分と組織のあり方の見直しを求めました。また、知事は「開始当初の見直しは無い」という認識を示しました。

今井議員はこれ、奈良県国八ス



決算委員会質疑 今井光子議員

タニシル(48億円)、コンベンションセンター(120億円)、奈良県国営の施設「飛山(65億円)やまき園地(6億円)、なら県立芸術文化村(100億円)などハコモノ

事業を指摘し「コロナ禍で県民の暮らしが大変な中、子どもの貧困や児童虐待などの問題が深刻化している。予算の使ひ方を見直すべき」として知事と反対を表明しました。



## コロナ禍の災害対策強化、避難所の感染防止対策強化を求める意見書の 大田敦議員が趣旨弁明 全会一致採択

近年多発する豪雨災害にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大の懸念



採択する大田議員

では避難対策の強化が喫緊の課題です。国は今年4月、コロナ禍のも

とて災害が起きた場合、「三密」を避けるため通常の多くの避難所を叩くよう都道府県等に通知しましたが、避難所等における感染予防対策は避難所によっても異なり、十分とはいえません。国において、新型コロナウイルスによる集団感染予防を想定し、避難所等の感染対策等に對する予算措置など、更なる支援に取り組みすることを求める意見書が全会一致で可決しました。大田敦議員が趣旨弁明を行いました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2020年12月10日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年11月号 (25200 枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (22200 枚) とポスティング及び街頭配布等 (3000 枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会における政務調査活動の報告と太田敦県議の県民要求にもとづく諸活動と結果を広報し、意見を求める				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核兵器禁止条約の発効をうけて、唯一の被爆国である日本政府が直ちに批准し、世界の。</li> <li>・台風シーズンを前に、内水氾濫をおこしている地区への対策を求めた。</li> <li>・コロナ禍のもと、県営水道料金の引き下げを求め、論戦をおこなった。</li> <li>・保健所や衛生研究所の人員増員を求めた。</li> </ul> <p>以上の議会論戦、要望活動を知らせ、身近な要望を県政に届けるための行動と提案を知らせた。 寄せられる意見、声を県政に反映する。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	172700 円	157000 円 (25200 枚) × 1.1 (消費税)	91
	新聞折込代	奈良産経企画	68376 円	62160 円 (22200 枚) × 1.1 (消費税)	89
	合計 241076 円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2020年11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



太田 敦の県議会報告  
日本共産党奈良県議会議員

# 太田あつしがゆく！

自宅 住所 大和高田市日之出東本町12の25  
電話&FAX 0745-53-7102

ブログ「太田あつしがゆく！」 太田あつし 検索

2020年11月  
NO. 38

日本共産党奈良県議員団  
奈良市登大路町30  
奈良県議会内  
tel 0742(27)5291  
fax 0742(27)1492

## 史上初！核兵器を違法化する核兵器禁止条約が発効します 唯一の被爆国・日本政府は早く批准を

日本共産党、創生奈良、新政なら会派の議員が提案

### 奈良県議会は「批准を求める決議」を15対26で否決

反対したのは  
自民党 公明党 維新の会

これに先立ち、9月定例奈良県議会では、「日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める決議」が提案され、日本共産党の今井光子議員が「全人類の幸福と世界の恒久的平和の実現をめざすため、唯一の被爆国である日本政府がいち早く批准を」と趣旨説明。「新政なら」会派の藤野良次議員と「創生奈良」会派の川口正志議員が賛成討論。自民党幹会派を含めた15名の議員が賛成しましたが、自民党、自民党奈良、公明党、維新の会会派の26名が反対。残念ながら、賛成少数で否決されました。

決議にあたって「ヒバクシャ国際署名推進奈良県民の会」の皆さんが各会派への賛同の要請行動をおこないました。また、本会議では川口正志議員が「核兵器廃絶を日本国民が訴えなくては、誰が訴えるのか。平和な世の中をつくらう」と熱のこもった賛成討論をおこない、各議員に賛同を呼びかけました。

史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が2021年1月22日に発効します。2017年7月、国連で圧倒的多数の国々の賛成で採択された「核兵器禁止条約」は、10月24日に中南米の国・ホンジュラスが批准したことで50カ国となり、いよいよ発効します。核兵器のない世界への画期的な第一歩です。

### 核兵器のない世界へ

9月定例奈良県議会報告

奈良県議会で否決されましたが、同趣旨の「核兵器禁止条約への批准を日本政府に求める」



会派を提する太田あつし議員

意見書」は県内の3市8町1村の12市町村で可決されています。(橿原市、生駒市、香芝市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、川西町、広陵町、王寺町、上牧町、大淀町)日本共産党奈良県議員団調べ)

日本共産党提案  
「災害時避難所の感染防止対策強化を求める意見書」を  
全会一致で採択

## コロナ禍 すべての人々の雇用と営業、命と健康を守るために「公助」の発動を

### 特別支援学校のバス増車—10月以降も継続に

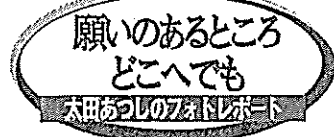
特別支援学校の通学バスの過密化解消を目的に、国の予算を使って6校に7台のバスが増車されていましたが、9月末で打ち切られることが問題になっていました。

日本共産党奈良議員団は支援学校に聞き取りを行うとともに、国会議員団とも連携し支援の継続を求めました。その結果、10月からも継続されることになりました。引き続き奮闘します。

### 大学での対面授業の再開拡大と学生生活支援を

日本共産党奈良議員団 県立太、女子太、教育太と懇談

日本共産党奈良県議員団は、コロナ禍での学生の様子、学生支援の取り組みなどについてお話を伺うため、県内の大学を訪問。県立大学、女子大学、教育大学で懇談しました。【右写真】



の声もありますが、多くの学生が対面授業を望んでいました。一番の強い意見は「友人に会いたい」でした。また、女子大学では下宿を引き払って実家に帰った学生もいるとのこと。それぞれの大学では、学食を半額にする、授業料減免などさまざまな学生生活継続の支援をおこなっておられました。そして、県や市に対して、学生たちが安心して通学できるようPCR検査を誰でも受けられる仕組みを早急につくるよう要望しているとのことでした。

### 希望者全員にPCR検査実施を 県に第7次要望

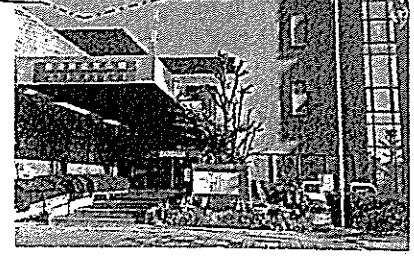
新型コロナウイルス感染者がまた、増えています。11月10日、今こそ、病院・介護施設等の社会的検査、大規模な地域集約的なPCR検査を実施すべきと、日本共産党奈良議員団として第7次要望書を荒井正吾知事に提出しました。



# 市民と県政を結んで全力で頑張っています

## 起業家支援の充実を

### 元気な大和高田市へ



奈良県監査委員会の調査で指摘をされ、新聞にも取り上げられていましたが、大和高田市にある県産業会館内にある起業家を支援する賃貸スペース「ビジネスインキューバー」

やはり満室で活気のある方がイイネ！

の利用が低迷しています。現地を訪ねました。利用されているのは9室のうち2室のみ。もともと12室あったそうです。フロアもひとつりとして起業を目指す方にとっても、やはり満室で活気のある方がやる気も起ころってくるのではないかと思います。地元、高田の皆さんにもっと使いやすい仕組みも必要ではないかと思いました。



神楽

「国道から流れてくる雨水が民家の前の道路まで浸水してきて困っています」との相談を受けて国道事務所へ申し入れを行ったところ先日、工事が完了したとの報告を受けました。水路を新たに作り、住宅地への浸水を防ぐために道路のかさ上げも行ってもらいました。住民の方からも「これで安心しました」と喜びの声もとどいています。雨の日には、効果を注視してまいります。

## 水を抑える工事が行われました

大和高田市内にある国道166号線日之出町交差点南側には大雨が

降ると水がついてしまう箇所があり、以前から地域の住民の方々から「何とかならないか」と私や向川まさひで市議に相談が寄せられていました。

この道路を管理する国土交通省近畿地方整備局に申し入れたところ「水がつく箇所の工事は水路の改修が難しい。何か良い方法がないか考えたい」旨の話を伺っていました。

この度、下流の水路を広げることによって水の流れを良くすることで水害を抑える工事が国土交通省近畿地方整備局によって行われました。



日ノ出町

今年は台風の上陸はありませんでしたが、いつ何時、大雨に見舞われるかもしれません。今回の工事で少しでも水害を抑えられるように私も引き続き取り組んでまいります。

## 卒業時には立派な看護師として病院に送り出すために 新型コロナ禍のもと頑張る市立看護学校を訪問

日本共産党大和高田議員団（太田教典議員と大和高田市議会議員団・3人）は11月4日、市立病院に隣接している市立看護学校を訪問、コロナ禍のもとで生徒の皆さんの様子などを聞き取りました。



6月から徐々に授業は再開していますが、実習となると、どうしても患者さんと触れ合うことにもなることから困難が

あると、教えてもらいました。学生さんと教職員から感染者を出さないために細心の注意をはらいながら奮闘されていました。

卒業時には立派な看護師として病院に送り出すため、生徒ひとり一人に目を配り、励ますなど、ご苦労されている様子が頭の下がる思いでした。

## 米作ワンカ被害 農家を訪問し実情聞き、 農家への支援を要望

稲刈り最盛期

害虫であるワンカによる被害が広がりました。日本共産党奈良県議員団は県内の農業関係者を訪問し被害実態を伺つとともに、県当局へ被害をうけた農家への支援を申し入れました。



▲(右) 大和高田市内のワンカ被害農家を訪問。実情を聞き取りました。▼(左) 県担当課に被害農家への支援を要望。



「今年も収穫が3分の1」、「こんな被害は初めて」、「早く刈れば済むし遅ければワンカ被害が広がる。保険に入っている人は調査が終わるまで刈れない」など、実態は深刻です。奈良県病害虫防除所は7月31日に注意報を発令しましたが、9月以降急激に被害が拡大したことをうけ、9月17日に第2報を発令しました。各市町村の水田100枚を調査した「被害発生現場率」は、9月17日に22%、9月下旬に47%、10月上旬に52%となっています。日本共産党奈良県議員団は▽県内各市町村の被害実態調査実施、▽被災米作農家に資金をはじめとする総合的な支援を行う、▽今後の予防対策に万全を期すことの3点を県担当課に申し入れました。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2021年1月13日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」(代表質問告知) 2020年12月号 (22200枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (22200枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会における代表質問の日時、内容を知らせ、議会傍聴、奈良テレビ議会中継等の視聴を呼びかける				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月定例会でおこなう太田敦議員の代表質問の日時と内容を知らせ、議会傍聴及び奈良テレビ等議会中継の視聴を呼びかけた</li> <li>・コロナ禍のもと奈良県がおこなった国保運営方針の見直しで保険料の滞納整理・徴収強化と市町村からの県納付金引き上げの問題点と課題を知らせた</li> <li>・寄せられる意見、声を県政に反映する。</li> </ul>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	88000円	22200枚分	108
	新聞折込代	奈良産経企画	68376円	22200枚分	107
	合計 156376円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」(代表質問告知) 2020年12月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

11月定例奈良県議会

# 太田あつし議員が 代表質問をおこないます

日本共産党  
大和高田市区

ぜひ、議会傍聴にお越しください！  
奈良TV中継や県議会インターネット配信を視聴してください

11月30日開会した11月定例奈良県議会で、日本共産党の太田あつし議員が代表質問をおこないます。

日時：12月7日(月) この日②番目  
午後2時10分頃から

\*本会議は午後1時に開会。前の質問者の時間により太田議員の質問開始が前後することがあります。

## 太田あつし議員の主な質問

### 県土・県民に役立たない2000㍍滑走路はいらない

○2000㍍滑走路の整備計画は中止して、消防学校の建替えを急ぎ、ヘリポートを備えた広域防災拠点施設の整備を最優先に。

「自衛隊の飛行訓練ができますよ」と政府に売り込み、自衛隊駐屯地を誘致したいがために、予算確保の見通しもないのに2000㍍滑走路建設を強行するなら、県民生活に大きな影響を及ぼします。消防学校の新築移転、市町村を支援して「地域防災力の抜本的向上」に取り組むことこそ、すすめるべきです。

### コロナ禍から県民のいのちと生活を守るために

○コロナ禍のもと、最前線で奮闘する医療機関、医療従事者への支援を「スピード感」をもってすすめるべきです。慰労金給付、PCR検査の実施を！

○コロナ禍のもと、重大な影響をうけている県内農業への支援が欠かせません。担い手確保のための力強い支援を！

ウンカ被害をうけた家族農業による米作農家に総合的な支援をおこなうべきです。

○コロナ禍のもと、利用控えによる大幅な減収と感染対策に係る諸経費の増大で介護事業所の経営が大きく圧迫されています。介護報酬引き下げをやめ、感染予防物資の確保支援、国の慰労金給付、従業者全員でのPCR検査実施をすぐに！



太田あつしがゆく！  
太田あつしの県議会報告

2020年12月4日  
議会質問告知号  
日本共産党奈良県会議員団  
県会議員 太田 敦

これが国保県単位化「奈良モデル」事業だ！

# こんな時になぜ 健康とくらしを支える 国保制度（皆保険）を ズタズタに？

市は借金をしてでも県納付金を支払え！、滞納者には「資産調べ」「差し押さえ」で徴収強化！=これこそ「酷保」。社会保障に逆行する奈良県国保運営方針の撤回を求めます

市町村ごとに運営されていた国民健康保険が県1つの国保に統合されてから3年。奈良県が「保険者」である市町村にかわり財政を管理し、運営は市町村がおこなうのが都道府県単位化（広域化）です。そして県は広域化6年後（現在から3年後）の「保険料統一」をめざしています。

大和高田市の国保保険料も、統一保険料のために段階的に値上げされつつあります。

このほど、奈良県は「国保運営方針」の中間見直しをおこないました。

それによると、市町村が足並みをそろえて国保料金の段階的値上げすることに加えて、今度は「保険料徴収強化」（滞納対策＝取り立て強化）を市町村におこなわせるというものです。

1つは、「借金をしてでも大和高田市は納付金をおさめよ！」というもの。

大和高田市では、保険料収納率は92%（平成29年度・現年度分：奈良県「国民健康保険事業概要」より）であるため、それに見合う県納付金額を納付していますが、新方針では、「97%で納付額を算出する」としています。

すると当然、足りなくなりますが、「県が用意するから『借金してでも』払え」というのです。借金がいやなら、大和高田市は一般会計から持ち出しをするか、保険料を上げて、かつ徴収を強化するかしか手立てはありません。どちらにしても市民の負担増で対応せよというものです。

2つには、徹底した徴収強化を市に実行させます。

滞納者に対して、

▲預貯金や給与と差し押さえ、「タイヤロック」も行う

▲滞納に分納している場合は「原則1年以内」

▲今ある6ヶ月、3ヶ月の短期証はすべて「1ヶ月」とする

\*コロナ禍のもと、毎月、役所の窓口に来なさいと言っているのと同じ。窓口業務は大混乱です。

▲保険料「減免要件」は災害、傷病、失業などに限定し、市町村独自のものは認めない というものです。

市民が運動し、声をあげて築き上げてきた諸権利をことごとく突き崩し、法律に従って市が独自に決めてきた対策を、すべて壊すものです。

払いたくても払えない高い国保料のため、保険証を取り上げられ、受診が遅れ重症化した事例が続出しています。差し押さえなどが強行されると加入者の命と健康が脅かされ、さらに貧困に陥れることとなります。

コロナ禍で苦境に立つ自営業者や非正規雇用の市民をいっそう追い詰めることになるでしょう。

厚生労働省は「広域化後も自治体の判断が優先される、独自対策も問題なし」としていました。

奈良県は法律にも、国の説明にもないことを実行しようとしています。国保を「酷保」に変質させる暴挙です。

皆保険を壊し、市民全体の社会保障に逆行する奈良県の国保運営方針は認められません。みんなで「異議あり」「やめて！」の声をあげましょう。

データでみる  
大和高田

12市の国民健康保険滞納世帯数・資格証短期証発行状況

奈良県：2020年6月1日現在

	国保滞納世帯数	滞納世帯割合	短期証交付数	資格証発行数
奈良市	5447	11.2%	0	0
大和高田市	923	9.6	912	25
大和郡山市	1209	9.9	676	28
天理市	1039	11.9	880	0
橿原市	1994	11.8	1247	26
桜井市	645	7.8	627	11
五條市	471	9.8	89	0
御所市	473	11.3	297	14
生駒市	891	6.2	684	0
香芝市	461	5.1	179	0
葛城市	541	11.0	124	0
宇陀市	279	5.7	260	19

●高額で払いたくても払えない国保料のため、全県の国保滞納世帯は16000世帯（8.8%）になります。このため減免申請をし、分割で支払うなど誰もが支払おうとしているのです。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2021年2月10日他				
表題と発行部数	太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2021年1月号 (25200枚)				
対象者	大和高田市民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (22200枚)、ポスティング、街頭配布他 (3000枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会における代表質問の内容を知らせ、奈良県がおこなう国保運営方針の見直し、コロナ対策について改善を求め、欠けている施策について提案をする				
按分率の説明	すべて政務活動と太田議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月定例会でおこなった太田敦議員の代表質問の内容を知らせ、コロナの感染防止対策の提案を紹介した。</li> <li>・コロナ禍のもと苦しむ個人事業者、小規模企業の実態調査や聞き取りのため事業者団体、地方銀行を訪問し、当面する課題などの意見交換をおこなったことの内容を知らせ、意見を求めた</li> <li>・新年度奈良県予算の編成にあたり住民から寄せられた諸要求を288項目にまとめ、知事に予算要望をおこなった。内容を知らせ、意見を求めた</li> </ul>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	170500円	25200枚分	119
	新聞折込代	奈良産経企画	68376円	22200枚分	118
	合計 238876円 (100%充当)				
備考	添付資料：太田敦の県議会報告「太田あつしがゆく！」2021年1月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



太田 敦の県議会報告  
日本共産党奈良県議会議員

# 太田あつしがゆく！

自宅 住所 大和高田市日之出東本町12の25  
電話&FAX 0745-53-7102

ブログ 「太田あつしがゆく！」 太田あつし (検索)

2021年 1月  
NO. 39

日本共産党奈良県議員団  
奈良市登大路町30  
奈良県議会内  
tel 0742(27)5291  
fax 0742(27)1492

11月定期県議会  
代表質問

## 防災・コロナ対策を 最優先する県政を



太田あつし県議は12月7日、奈良県議会にて代表質問を行いました。

2000円滑走路は不要  
広域防災拠点施設建設こそ急ぐべき

五條市に2000円の滑走路を備えた大規模広域防災拠点を整備する県の計画について取り上げ、「紀伊半島全体の防災対策のために600億円もの県の税金を投入することは県民の理解を得られない」と訴えました。南海トラフ大震災への備えならば、初動体制の強化や地域の身近な消防防災体制の強化こそが必要だと主張して、2000円滑走路の整備計画の見直しを求めました。

荒井知事は、「駐屯地誘致及び防災設備を優先せよ」という共産党の提案には賛成」といながらも、隣の和歌山県や三重県の知事から歓迎されており、政府への要望で補助が認められたら、2000円滑走路の6000億円を整備費用の7割が国庫負担で

なると述べて、2000円滑走路が奈良県になぜ必要かを示さず、推進する立場を崩しませんでした。

コロナ禍のもと  
コロナ対策優先の地域医療構想の議論を

また、県がすすめる地域医療構想は、国の方針に従うもので病院や病床数を削減しつつあり、「推進すべきでない」「新型コロナウイルス対策を優先すべきだ」と主張しました。

荒井知事は、同構想の議論が新型コロナウイルスに活かされているとの認識を示し、「コロナ対策を最優先にしながら、議論をすすめていくと答弁しました。太田あつし県議は改めて「コロナ禍で病院に負担のかかる地域医療構想の議論は延期すべきである」とを強く求めました。

ごあいさつ

県庁初出勤の皆さんにご挨拶 (2021年1月4日)

新年あけましておめでとう！  
昨年は新型コロナウイルスの影響で奈良県内をはじめ全国で命や健康、暮らしに大きな影響を及ぼしました。

また、1月22日に国選で採択された核兵器禁止条約が発効しました。核兵器のない世界へ邁進する一年となります。

今年こそ平和で安心して暮らせる奈良県へと変えていきましょう。

本年もよろしくお願い申し上げます。

多岐にわたる課題を乗り越えて  
暮らしを豊かに  
全力で取り組みます

確保や経済支援策の  
拡充等に取り組み、  
課題はあるものの、  
検査体制は大きく前進しました。

## コロナ禍の地域経済を考える

持続化給付金に続く支援がなく、事業継続・従業員の雇用を持ちこたえることができない  
個人事業・小規模企業への支援を

県内で個人事業や小規模企業の事業主のみならず「奈良連第48回総会」、大門みきし参議院議員を迎えて「コロナ禍の地域経済と政治のあり方」を考える懇談会」に参加し県内経済を考える懇談に積極的に取り組んでいます。

県内の中小業者では、売上げが多くのところ



奈良連総会で業者さんの実情を聞きました

でストップしており、国の持続化給付金や雇用調整助成金を申請しても、あとに続く支援がなく、事業の継続や従業員の雇用を持ちこたえることができない、「この状況がいつまで続くのか…」とこのままでは年を越せても先行きが見えない」と不安の声をお聞きしています。

洋服のボタンを製造している業者さんは「消費税が10%に増税されたあたりからアパレル不況が続いていた中で今回、新型コロナウイルスの影響で売上が見えなくなった」、また、お祝いの席で使用する酒樽の部品の一部を作っている職人さんは「例年あったイベントや新年のお祝いの席が次々と無くなり、需要が激減した」などの業種も深刻な実態です。

このような中でもこれまでとは違った分野の新たな商品の開発に取り組んだり、販売形態を変えたりと、事業者の皆さんは懸命に努力しておられます。

こうした努力に県はしっかり寄り添わなければならないことを痛感しています。県の施策を少しでも前進させるために議会での質問や申し入れなど引き続き取り組んでまいります。

地道な活動が奈良県経済をささげています  
奈良中央信用金庫で聞き取り・懇談

12月3日、宮本次郎前県議、吉田かつのり田原本町議と一緒に田原本町にある奈良中央信用金庫へコロナ禍における地域経済の状況や信用金庫の取り組みなどについてお話を伺ってきました。飲食や観光などに加え、靴下などの繊維をはじめとする地場産業なども厳しい状況に



奈良中央信用金庫で地域経済情勢について意見交換

置かれているとのことでした。こうした中でも取引のある飲食店で昼食をテイクアウトしたり、繊維関係ではマスクの製作などのアドバイスを行うなど公私ともに寄り添いながら地域経済の活性化や地域貢献活動に取り組むお話を伺いました。地道な活動が奈良県経済を支えていることを改めて実感しています。

# 市民と県政を結んで全力で頑張っています

## 十分な補償とPCR検査の抜本拡充、医療福祉・保健所支援を 日本共産党県議団がコロナ対策緊急要望など288項目の予算要望

奈良県知事に対して2021年度の県予算編成に関する要望書を提出しました。



昨年一月に新型コロナウイルス感染者が確認されて以来、感染症の拡大が県民の命や暮らし地域経済にかつてない影響を及ぼしています。菅政権は専門家の意見を聞かず、対策は後手後手。「GOTOキャンペーン」を続けて感染を広げるなど、責任は重大です。

知事と懇談を行い、医療福祉の現場で働いている方々への定期的なPCR検査の実施と合わせて保育所や学校の職員も検査の対象に広げること、県立大学をはじめとする学生への支援策を拡充して勉学をあきらめることのないように環境を整えるよう求めるなど県民のいのちと暮らし、営業を守る対策を重点的にすすめることをはじめ、みなさんから寄せられた288項目を要望しました。実現に力をつくします。

国保連帯方針の見直し  
これ以上の負担増は認められません

2020年11月19日、奈良県国民健康保険連帯協議会が開かれ、2021年4月からの連帯方針が改定されました。

その主な内容は…

- (1) 保険料の計算の基準にする収納率を、これまでの納付実績に1.5倍算定から一律化(市97%町98%)に変更。これに満たない市町村は保険料を1.5倍引き上げることとなる。
- (2) 「財産調査、差し押さえ、タイヤロックなど積極的」とする収納対策強化マニュアルを作成。長期滞り少額分納を禁止し原則1年以内の分納へ。短期滞りは原則1か月以内へ。
- (3) 保険料の一部負担金の減免基準を統一し、市町村独自基準を認めない。

奈良県は、現在市町村ごとに定めている保険料を2024年度に統一化することをしていますが、今回の連帯方針改定は「このまま悪化し続ける」とも言っています。

市町村により住民の平均所得や医療提供体制の違いがあり、健康しへの対策も様々です。国保加入者は非正規雇用や年金生活者が多く、高い医療保険料を払いたくても払えない実態があります。

これらのこと考慮して市町村ごとに独自の施策が具体化されてきました。一律に市町村の取り組みを押し、硬直的な対応で「収納率」のみを追求するのでは不十分です。

みなさんと共に声をあげ、負担増をさせないよう頑張ります。

コロナ禍で暮らしが大変な時、こんな冷たい対応はごめい認められません。

生活保護の申請は国民の権利です。必要とする人が利用できるようにしてあげなければなりません。病気の療養・高齢などの理由により働くことができません。生活の維持が困難になったとき、最低限度の生活を保障するために、国で決められた基準に基づいて生活費や医療費などを援助したり、一日も早く自立した生活を送っていただくことを目的とした「生活保護」の制度があります。

### コロナ禍 貧困・生活困窮に追い込まないための支援強化を

「コロナ禍で、この制度を必要としている方がおられるのではないのでしょうか。就職して2年以内で就労の能力があり、就労意欲もある人のうち、住宅を喪失したり、またはつしなう恐れのある人に家賃相当分の「住宅確保給付金」支給の制度があります。大和高田市で昨年(令和2)4月から11月までの間に住宅確保給付金の支給を受けた人は53世帯、支給総額59万9300円。全体的には584世帯、87万784600円となり、支給決定は月々、増えているのですが…」

「コロナ危機は、とくに低所得の人たちに厳しい暮らしを強いています。コロナの影響が長期化・深刻化するなかで、貸付の増額や返済免除の仕組みの拡充が求められています。」

12市の住宅確保給付金支給実績  
2020年4月～11月：奈良県

市町村	支給決定(世帯)	支給総額(円)
奈良市	158	23725500
大和高田市	53	6599300
大和郡山市	35	5650400
天理市	50	8180700
橿原市	63	10320900
桜井市	7	444700
五條市	2	255800
御所市	10	2064000
生駒市	54	7165800
香芝市	31	4621200
葛城市	19	3317000
宇陀市	5	488400
全 県	584	87784600

\*12市以外を除いているため、全県と合計数は一致しません。

奈良県保育運動連絡協議会のみなさんが、奈良県に要望書を提出。担当課と懇談しました。

参加された保護者や保育士から、コロナ禍で、消毒作業が負担になっていることや、保護者が聞けない、行事ができないなど、現場の実情が訴えられました。どんなときにも豊かな保育を実践できるように、施設や保育士の配置基準を見直してほしいとの切実な訴えをされました。保育現場では処遇改善が急務です。保育士に定期的なPCR検査の実施を求める願いも切実でした。

国保をコロナから守るために保育士に定期的なPCR検査の実施を



保育士、園児の保護者でつくる保育運動連絡協議会の皆さんの予算要望に同席しました

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 太田 敦

年 月 日	2021年2月10日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月 (NO. 113) (129700 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (117300 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (12400 枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会の県議会での質問、提案、決まったことを広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	4人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務活動全般、個別活動の紹介と報告に特化 (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・11月定例奈良県議会における本会議質問、委員会質問など論戦と要望・陳情活動を紹介し、意見を求める。</li> <li>・予算要望、コロナ対策第8次要望書提出で、県民生活を直撃する新型コロナ禍に対して、検査体制の抜本的強化、医療機関と中小企業の営業を守る対策の推進し、不要不急の大型事業を見直して財政をつくりだすよう提案した。</li> <li>・政府公表の資料で奈良県の医療従事者への「慰労金」支給が全国最下位のペースで交付されていることを示し、医療従事者、社会福祉施設従事者への慰労金交付を急ぐよう提案。</li> <li>・国民健康保険の運営方針見直しで保険料引き上げと収納対策強化策がとられたことを知らせ、読者の意見を求め、議会論戦に活かす。</li> </ul>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	90321 円	117300 枚分×1/4	117
	印刷代	関西共同印刷所	69300 円	129700 枚分×1/4	128
		合計 159621 円 (100%充当)			
備考	会派を構成する4人の議員が分担する (1/4) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2021年1月号 (No.113)				

注 発行した広報紙を添付してください。



新型コロナウイルス感染症拡大を止め、県民の安心確保

11月定例奈良県議会報告

# 今こそ不要不急の事業を見直し、県民の命と健康を守る県予算に！

検査・医療・補償などコロナ対策に全力を



020年10月に批准国が50カ国に

## 核兵器禁止条約は流れ日本でも

今井光子議員が一般質問

### 核兵器禁止条約は流れ日本でも

今井光子議員は一般質問で、2020年10月に批准国が50カ国に

五條市に建設が進められている2000以上の遊歩路を備えた大規模広域防災拠点について、太田議員は「2000以上の遊歩路に600億円もの税金を投入することは県民の理解を得られない」「南海トラフ大災害へ備えるというなら、初動体制の強化や地域の身近な消防防災体制の強化こそが必要」と主張し、弊案出題の見直しを求めました。荒井知事は、「駐屯地誘致より防災設備を優先せよ」という非難の提案には賛成」としながらも、2000以上の遊歩路整備について「隣の和歌山県や三重の



代表質問 太田 敦議員

太田敦議員は代表質問に立ち、防災・コロナ対策優先の県政運営について知事の所見をたずねました。

## 県政を「コロナ対策優先」の

2000以上の遊歩路建設は不要です。広域防災拠点整備の整備を優先せよ！

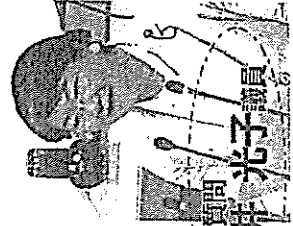
新型コロナウイルス感染拡大は深刻な状況です。専門家の意見に耳を貸さず「GOTOキャンペーン」に傾斜し感染を助けた政府の責任は重大です。また、国民には制限を求めながら政府トップや良党国会議員は公費や税金を重ねていることも問題です。いま求められているのは公費による社会対策とPCR検査機材の拡充、中小業者への十分な補償、奮闘する医療機関への抜本的な支援などです。昨年、政府はコロナ感染拡大が進行するなかで、連日自衛隊を続ける医療機関や社会福祉施設の従業員に感染対策を支援すると

決め、公費したのに、これらの支援金が企業に回らずに昨年中に交付できなかったのはほんのおろそか。交付率は全国ワーストでした。また、奈良県が医療機関、老人介護施設、養育院約10万人への公費でのPCR検査をおこなうとして補正予算を組んだものも、昨年世情にはまっぴらで実行されず、今年になつてやっと一部の市で開始されただけです。県民の命と健康を守る政治の責務が問われています。今こそ不要不急の事業を見直し、検査機材、補償などのコロナ対策に県予算を振り向けることが、求められているのではないのでしょうか。

## コロナ危機への越え、新しい政治を

は唯一の戦争被爆国である日本が参加していないことだ」と指摘。政府に批准を求めるべきと知事の考えを問いました。

荒井知事は「核兵器廃絶は平和を願う人類共通の願い」としつつも「外交と防衛は国の専断事項であり、県知事が申し上げる立場で



一般質問 今井 光子議員

はない」「一票が取り組んでいる東アジア地方政府会合は平和で安定した東アジアの発展に貢献している」と答弁しました。

子どもの権利条約を踏まえ、学校運営を

また、今井議員はコロナ禍で子どもたちの権利が制限されていることを念頭に「子どもの権利条約は子どもの意見表明権を尊重するよう求めている」と紹介。県立高校の多くが「生徒心得」として頭髪や服装に厳しい制限を設けていることを紹介し「子どもの意見表明権を尊重し、校則の内容は子どもと教員長の考えを問うべき」と主張。青田教育長は「生徒会からの提案や投票で髪型や服装の制限をなくしている学校の事例を紹介し、校則について「児童生徒の実情や社会環境の変化を踏まえ、積極的に見直す必要がある」と答弁しました。

**日本共産党 奈良県議会だより**

**2021年 1月**

**NO.113**

日本共産党奈良県議会議員団  
 県委員長 山村さち子  
 副委員長 今井光子  
 県会議長 小越てるよ  
 県会議員 太田あつし

030-8501(奈良市東区大宮町1-1-1) 奈良県議会内  
 TEL0742(27)5291 FAX0742(27)1492  
 Eメール naraken-jpp@forrest.ocn.ne.jp

奈良県知事 荒井正吾 様

### 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の申し入れ

(第8次)

2021年1月14日

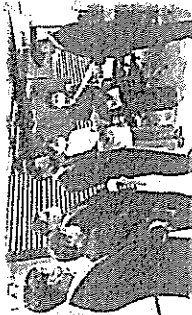
日本共産党 奈良県1区区政委員 谷川和広 谷川和広 谷川和広  
日本共産党 奈良県2区区政委員 荒井正吾 荒井正吾 荒井正吾  
日本共産党 奈良県3区区政委員 山崎幸徳 山崎幸徳 山崎幸徳  
日本共産党 奈良県4区区政委員 今井光子 今井光子 今井光子  
日本共産党 奈良県5区区政委員 小林照代 小林照代 小林照代  
日本共産党 奈良県6区区政委員 太田 敬 太田 敬 太田 敬

新型コロナウイルス感染拡大防止対策に昼夜を分かたずご尽力いただいていることに感謝と敬意を表します。

政府は昨日、首都圏に続き関西3府県を含む11都府県に「緊急事態宣言」を拡大しました。奈良県は、大阪府・兵庫県・京都府と隣接しており、通勤・通学をはじめ日常的な往来は避けられませんが、「緊急事態」と同等の強力な感染防止対策が求められます。県民の不安をとり除くため、医療の崩壊を防ぐために、以下の点について早急な対応を求めます。

- 1、大阪・兵庫・京都などへの通勤や往来を避けられない方など、希望する県民がPCR等検査を受けられるよう対象を拡大し、検査体制を強化すること。
- 2、四国府県へ、大阪・兵庫・京都などに通勤している労働者のテレワークを推進するよう申し入れること。
- 3、医療機関、介護・福祉・保育施設、学校など、集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、入所者、出入り業者などへの定期的なPCR等検査の拡充をおこなうこと。
- 4、感染防止のために、現場の最前線に追いつき、追いついていない医療所の人員体制を本格的に強化すること。
- 5、政府による医療・介護従事者への臨時金支給が大幅に遅れており、奈良県の支給額は全国ワーストである(12月15日現在、医療分=右表参照)。早急に支給する手立てをとること。
- 6、コロナ対応病床の占有率が、国の指標で「ステージ4」にあたる50%を超え、現場の医療機関は重症・通院し通常医療への影響が心配されている。こうした場合に緊急に確保措置を講ずること。
- 7、奈良県が行っている「いまなら、キャンセル」は中止すること。
- 8、親光や飲食、その関連業者など、自衛による影響を受ける事業者へ、事業規模や形態に見合った十分な支援を行うこと。
- 9、持病化給付金や、周用調整助成金特別措置の継続を国に求めること。
- 10、地域ごとの感染状況、受診や検査のできる医療機関の情報、有効な感染防止策(マスクの正しい使用方法等)などをわかりやすく県民に知らせるとともに、知事が先頭にたって対策強化を発信すること。

以上



### 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の申し入れ

2020年12月15日時点：厚生労働省

府県(市町村)	件数(件)	金額(万円)
北海道	5346	2718213
青森県	1149	2724460
岩手県	1179	3366531
宮城県	2519	5156550
秋田県	1461	3070115
山形県	1127	2952253
福島県	2275	669502
茨城県	2687	636872
栃木県	2486	583510
群馬県	2385	606672
埼玉県	5682	1627601
千葉県	19184	1330914
東京都	10210	4178972
神奈川県	2317	2286010
新潟県	1231	639701
富山県	1187	390550
石川県	1112	388710
福井県	912	215000
山梨県	1135	279774
長野県	1923	398910
岐阜県	2222	548311
静岡県	3983	698975
愛知県	7263	1455983
三重県	2227	515513
滋賀県	1492	372883
京都府	3513	942283
大阪府	14864	2506731
兵庫県	6543	1715187
奈良県	1409	64545
和歌山県	1362	390412
鳥取県	690	169010
島根県	778	290670
岡山県	2553	759836
広島県	4358	688447
徳島県	1829	450249
香川県	1572	176670
愛媛県	1309	264948
高知県	2159	474227
福岡県	1047	340455
佐賀県	8611	1823960
熊本県	2984	281863
鹿児島県	2630	517055
沖縄県	2775	650482
大分県	2249	458790
宮崎県	1822	394085
鹿児島県	1889	465509
沖縄県	1605	326612
合計	157487	36419331

2020年11月19日に奈良県国民健康保険運営協議会が開かれ、2021年4月からの運営方針が決定されました。

その主な内容は、

①保険料の計算に使用する収納率を、これまでの納付実績による算定から「一律化」(市97%、町村99%)に引き上げ、これに代わって市町村は保険料を上げる必要がなくなる。

②「財源確保」差し抑え、タイヤロクなどの積極的な取り組みによる収入増強策を2021年度に実施。長期間の多額削減を禁止し「原則1年以内」の削減へ。削減は原則10%以内。

③保険料の一部負担金の減免は基準を統一し、市町村独自の減免を認めない、というものです。

奈良県は、現在市町村ごとに定めている保険料を2024年度に統一化するとしていますが、今回の運営方針決定はこのことを念頭に置いたものです。

市町村によって市民の平均所得や医療提供体制の違いがあり、健康づく

「コロナ禍のもと奮闘する職員」の頑張りに応えるべき、一般職員一時金引き下げに反対、小林照代議員が討論

人事課の一時金削減勧告を受け、奈良県人事委員会では職員の働き手への引き下げを求め、勧告を行いましたが、これをめぐって11月議会に一般職員の働き手への引き下げを多額削減が提案されました。

今回の改正による、一般職員の平均月給は0.1月分の3万8000円、ボーナスが0.05月分、改定しない県も4県ある中で、0.1月の引き下げは奈良県と奈良のみ。奈良県は突出して、これにより働き手は近畿4府4県で最低額となりました。

他の全ての委員が賛成、日本共産党の小林照代議員は反対討論に立ち、「引き下げは職員の働き手へのシッ

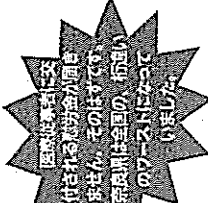
りあります。このことを考慮し、市町村ごとに独自の施策が具体化されてきました。

一律に市町村の取り組みを禁止し、随機的な対応で「収納率」のみを追求することは本意に反します。

みなさんと共に声をあげ、改善へ働きかけます。

低下を招く。新型コロナウイルス危機のもとで業務量が激増する中、県民の命と健康を守るため懸命に働いている職員に給与を減らすものは、「引き下げ」は、民間にも影響し、すべての労働者の賃金を引き下げることにつながる」と指摘しました。

「奈良県職員を一律引き下げることは、コロナ危機の中で懸命に奮闘している職員の頑張りに応えるべき」と条例改正に反対し、



### 国民健康保険・運営方針見直し 県民による硬直的な「収納対策」で 県民に大きな負担

奈良県国民健康保険運営協議会

### 社会的PCR検査の抜本的拡充と医療福祉、中小業者への十分な備蓄を

奈良県知事に対して2021年度予算編成に関する要望書を提出しました。皆さんから寄せられた288項目を要望しました。(左写真)

知事と懇談し、コロナの感染拡大が広がる中で、緊急性、必要性が高い事業を見直し、新型コロナウイルス対策にまわすことや補正予算などで予算化されている取り組みを要望がにおこすことなどを求めました。



2020年度事務所状況報告書

会派・議員名 太田 敦

① 務活動 事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 大和高田市日之出東本町10 1287-1 電話 0745 (27) 6807 延べ床面積 50.05㎡ (駐車区画東25、26、27)
③ 他用途との 兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 モータープール吉川 ) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の 考え方	<input type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 50.05㎡ (a)、うち政務活動使用面積 25.025㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 25.025/50.05 → 按分率 1/2
⑥ 事務所賃借料 の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会事務所との面積按分)
⑦ 駐車場代の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率按分)
⑧ 光熱水費・ 維持管理費の 計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率按分)
⑨ 備考	事務所には車庫3区画 (東25、26、27) を充てているため、駐車場賃貸契約書でもって事務所賃貸契約とする 青空駐車場1区画 (西37) は駐車場  契約の期間は内容に変更がないとき自動更新 (賃貸契約書第3条) される

\*事務所の面積; 5.50m×9.10m (50.05㎡)

\*駐車場の面積: 2.45m×4.80m (11.76㎡)

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

駐車場賃貸契約書

賃貸者と賃借者は、自動車の用に供する場所(以下「駐車場所」と言う)の賃貸借について以下の通り契約を締結する。

(1) 当事者の氏名

賃貸人(貸主) 吉川 元祥

賃借人(借主) 太田 敬

(2) 契約場所

所在地 大和高田市日之出東本町10 1287-1

駐車場所表示 番号 東 25. 26. 27

貸主は上記の駐車場所を必要に応じて他の場所に変更することができる。

(3) 契約内容

使用目的 駐車用

駐車する自動車 登録番号 車体番号  
車 名 形 式  
年 式

契約期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日迄の1年間

月額賃料

青空駐車代金 円  
車庫駐車代金 ¥45000 円

(4) 支払方法

郵便貯金通帳より自動払い込み方式(引き落とし日:2日)

自動振り込み口座名 モーターブール 吉川

口座番号



駐車場賃貸契約書

第1条 物件の表示

本物件の表示は(2)契約物件に記載の通りとする。

第2条 使用目的

借主は本物件を(3)契約内容に記載の目的のみに使用し、自動車以外の自動車を他の自動車に変更するときには、あらかじめ借主の承諾を得なければならぬ。

第3条 契約期間

借主は本物件を(3)契約内容に記載する通りとする。

但し、貸主・借主から何らかの申し出がない場合は、同一条件にて自動更新とする。

第4条 保管場所承諾書(車庫証明書)

借主は貸主に警察署へ提出する保管場所承諾書(車庫証明)の発行を請求するとき賃料の6ヵ月分を前納するものとする。

第5条 賃料及び変更

1 賃主は次のいずれかに該当する項目で必要が認められた時は賃料を改定する。

- ① 地価及び物価の変動が生じたとき。
- ② 公租公課などに変更が生じたとき。

2 賃主は前項の改定をしようとするときは、改定の期日・賃料など書面をもって改定月の1ヵ月前までに借主に通知しなければならない。

第6条 届出義務

借主は現住所などに変更が生じたときは直ちにその旨を書面で貸主に通知する。

第7条 禁止事項

- 1 借主は、駐車場の全部または一部を転賃してはならない。
- 2 借主は、駐車場の賃借権を譲渡してはならない。
- 3 契約者以外の車両を駐車してはならない。

第8条 遵守義務

借主は、貸主が策定する駐車場の規則を、厳守し秩序維持と適切な管理運営の推進のため貸主が必要と認め指示する事項に従わなければならない。

第9条 損害賠償

- 1 借主の関係者(運転者・使用人などが)、故意または過失により駐車場の施設及び器具備品に対する、物損事故・人身事故による損害および被害を与えた場合、借主は、直ちに貸主及び所轄警察署に事故報告し、損害を賠償すること。
- 2 天災地災などによる類似その他不可抗力または、貸主が当事者とならない事故などにより借主が被った被害(盗難・当て逃げなど)については、貸主はその責めを負わない。

第10条 明け渡し

- 1 借主は、本契約を解約するときは口頭にて申し出て申し出ることにし翌月末日が解約日となり、その日までに駐車場の明け渡しをすることとする。従って、賃料は月割り計算とする。
- 2 借主は、明け渡しの際移動料及び立ち退き料を貸主に請求することは出来ない。
- 3 借主は、貸主より1ヵ月以上の期間をもって明け渡しを請求があった場合にはすみやかに本契約を解除し、本物件を明け渡さなくてはならない。

第11条 契約の当然解除

借主は、次の各項目の一つでも該当する行為を行った場合は、貸主は何ら催促をせずとも本契約を解除することができる。

- ① 賃料の2ヵ月滞納したとき。
- ② 共同の秩序を乱す行為を確認したとき。
- ③ その他、本契約書の各項目に違反が認められたとき。

第12条 契約終了時の義務

借主は、この契約が終了したときに於いて、貸主が警察署に提出する保管自動車異動届に定める借主が掲載しなければならない事項について記載及び署名捺印をしなければならない。

第13条 特記事項

以上の項目を貸主・借主双方了承いたしましたので、本通知2通作成し各自署名捺印をした上で各自1通を所持するものとします。

賃借者

住所 下和高田市日次東本町12-25

氏名 大田 敬

電話番号 0745-53-7102

賃貸者

住所 大和高田市日之出東本町5-11

氏名 吉川 元祥

電話番号 0745-24-5566

平成27年5月 / 日

駐車場賃貸契約書

賃貸者と賃借者は、自動車の用に供する場所(以下「駐車場所」と言う)の賃貸借について以下の通り契約を締結する。

(1) 当事者の氏名

賃貸人(貸主) 吉川 元祥  
賃借人(借主) 太田 敬

(2) 契約場所

所在地 大和高田市日之出東本町 10 1287-1  
駐車場所表示 番号 西 37


貸主は上記の駐車場所を必要に応じて他の場所に変更することができる。

(3) 契約内容

使用目的	駐車用
駐車する自動車	登録番号 車体番号 車名 形式 年 式
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日迄の1年間
月額賃料	青空駐車代金 ¥5000 円 車庫駐車代金 — 円

(4) 支払方法

郵便貯金通帳より自動払い込み方式(引き落とし日:2日)

自動振り込み口座名 モータープール 吉川  
口座番号 

駐車場賃貸契約書

第1条 物件の表示

本物件の表示は(2)契約物件に記載の通りとする。

第2条 使用目的

借主は本物件を(3)契約内容に記載の目的のみに使用し、自動車以外の自動車を他の自動車に変更するときには、あらかじめ借主の承諾を得なければならぬ。

第3条 契約期間

借主は本物件を(3)契約内容に記載する通りとする。但し、貸主・借主から何らかの申し出がない場合は、同一条件にて自動更新とする。

第4条 保管場所承諾書(車庫証明書)

借主は貸主に警察署へ提出する保管場所承諾書(車庫証明)の発行を請求するとき賃料の6ヵ月分を前納するものとする。

第5条 賃料及び変更

- 1 貸主は次のいずれかに該当する項目で必要が認められた時は賃料を改定する。
  - ① 地価及び物価の変動が生じたとき。
  - ② 公租公課などに変更が生じたとき。
- 2 貸主は前項の改定をしようとするときは、改定の期日・賃料など書面をもって改定月の1ヵ月前までに借主に通知しなければならない。

第6条 届出義務

借主は現住所などに変更が生じたときは直ちにその旨を書面で貸主に通知する。

第7条 禁止事項

- 1 借主は、駐車場の全部または一部を転賃してはならない。
- 2 借主は、駐車場の賃借権を譲渡してはならない。
- 3 契約者以外の車両を駐車してはならない。

第8条 遵守義務

借主は、貸主が策定する駐車場の規則を、厳守し秩序維持と適切な管理運営の推進のため貸主が必要と認め指示する事項に従わなくてはならない。

第9条 損害賠償

- 1 借主の関係者(運転者・使用人など)が、故意または過失により駐車場の施設及び器具備品に対する、物損事故・人身事故による損害および被害を与えた場合、借主は、直ちに貸主及び所轄警察署に事故報告し、損害を賠償すること。
- 2 天災地災などによる類焼その他不可抗力または、貸主が当事者とならない事故などにより借主が被った被害(盗難・当て逃げなど)については、貸主はその責めを負わない。

第10条 明け渡し

- 1 借主は、本契約を解約するときには口頭にて申し出て申し出るごととし翌月末日が解約日となり、その日までに駐車場の明け渡しをすることとする。従って、賃料は月割り計算とする。
- 2 借主は、明け渡しの際移転料及び立ち退き料を貸主に請求することは出来ない。
- 3 借主は、貸主より1ヵ月以上の期間をもって明け渡しを請求があった場合にはすみやかに本契約を解除し、本物件を明け渡さなくてはならない。

第11条 契約の当然解除

借主は、次の各項目の一つでも該当する行為を行った場合は、貸主は何ら催促をせずとも本契約を解除することができる。

- ① 賃料の2ヵ月滞納したとき。
- ② 共同の秩序を乱す行為を確認したとき。
- ③ その他、本契約書の各項目に違反が認められたとき。

第12条 契約終了時の義務

借主は、この契約が終了したときに於いて、貸主が警察署に提出する保管自動車異動届に定める借主が掲載しなければならない事項について記載及び署名捺印をしなければならない。

第13条 特記事項

以上の項目を貸主・借主双方了承いたしましたので、本通知2通作成し各自署名捺印をした上で各自1通を所持するものとします。

平成27年5月/日

賃借者

住所 大和高田市日之出車庫12-25

氏名 下田 敬

電話番号 0745-53-7102

賃貸者

住所 大和高田市日之出東本町5-1-1

氏名 吉川 元祥

電話番号 0745-24-5566

2020年度雇用状況報告書 (その1)

会派・議員名 太田 敦

① 雇用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 )																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1 / 1</span> い、その分を政務活動費として充当する ( その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない )  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月 (17日)</td> <td>56.0</td> <td>88.0</td> <td>32.0</td> </tr> <tr> <td>5月 (17日)</td> <td>61.0</td> <td>86.5</td> <td>25.5</td> </tr> <tr> <td>6月 (21日)</td> <td>82.5</td> <td>112.5</td> <td>30.0</td> </tr> <tr> <td>7月 (21日)</td> <td>76.0</td> <td>111.0</td> <td>35.0</td> </tr> <tr> <td>8月 (19日)</td> <td>62.0</td> <td>80.0</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>9月 (19日)</td> <td>72.0</td> <td>94.0</td> <td>22.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 ( ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	4月 (17日)	56.0	88.0	32.0	5月 (17日)	61.0	86.5	25.5	6月 (21日)	82.5	112.5	30.0	7月 (21日)	76.0	111.0	35.0	8月 (19日)	62.0	80.0	18.0	9月 (19日)	72.0	94.0	22.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
4月 (17日)	56.0	88.0	32.0																											
5月 (17日)	61.0	86.5	25.5																											
6月 (21日)	82.5	112.5	30.0																											
7月 (21日)	76.0	111.0	35.0																											
8月 (19日)	62.0	80.0	18.0																											
9月 (19日)	72.0	94.0	22.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。



2020年度雇用状況報告書 (その2)

会派・議員名 太田 敦

① 用者	氏名 住所 電話番号	[Redacted]																												
② 雇用形態	<input type="checkbox"/> 直接雇用 <input checked="" type="checkbox"/> 派遣等																													
③ 雇用期間	2020年4月1日～2021年3月31日																													
④ 職務内容	会派の政務調査活動と同関連事務補佐																													
⑤ 給料 (賃金)	1800円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給 )																													
⑥ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 ) 政務活動に要した時間に係る賃金のみを支払 <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1 / 1</span> い、その分を政務活動費として充当する ( その他の業務に要する時間に係る賃金は出向元が支払い、政務活動費は充当しない )  <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>政務活動時間</th> <th>出退勤時間</th> <th>その他の時間 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10月 (18日)</td> <td>69.0時間</td> <td>94.5時間</td> <td>25.5時間</td> </tr> <tr> <td>11月 (18日)</td> <td>64.5</td> <td>93.0</td> <td>28.5</td> </tr> <tr> <td>12月 (18日)</td> <td>67.0</td> <td>90.0</td> <td>23.0</td> </tr> <tr> <td>1月 (18日)</td> <td>60.5</td> <td>108.0</td> <td>45.5</td> </tr> <tr> <td>2月 (17日)</td> <td>69.0</td> <td>91.5</td> <td>22.5</td> </tr> <tr> <td>3月 (21日)</td> <td>81.5</td> <td>118.5</td> <td>37.0</td> </tr> </tbody> </table> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>  <input type="checkbox"/> 職務内容による場合 ( ) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 /</span>		月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)	10月 (18日)	69.0時間	94.5時間	25.5時間	11月 (18日)	64.5	93.0	28.5	12月 (18日)	67.0	90.0	23.0	1月 (18日)	60.5	108.0	45.5	2月 (17日)	69.0	91.5	22.5	3月 (21日)	81.5	118.5	37.0
月	政務活動時間	出退勤時間	その他の時間 (参考)																											
10月 (18日)	69.0時間	94.5時間	25.5時間																											
11月 (18日)	64.5	93.0	28.5																											
12月 (18日)	67.0	90.0	23.0																											
1月 (18日)	60.5	108.0	45.5																											
2月 (17日)	69.0	91.5	22.5																											
3月 (21日)	81.5	118.5	37.0																											
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 出向に関する覚書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険関係書類																													
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。																													
⑨ 備考	政務調査活動事務補佐員の賃金は、会派を構成する県会議員 (現在4人) で分担する (1/4)																													

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

# 事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

## （出向者）

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名  
住所



## （出向期間）

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2020（令和2）年4月1日から2021（令和3）年3月31日までとする。

## （出向先事業所名及び所在地）

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県会議員団

所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会棟 日本共産党議員控室）

## （身分）

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

## （勤務等）

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

## （年次有給休暇）

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

## （賃金及び賞与）

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び諸手当相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動とを厳格に区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

## （社会保険の附保等）

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保障保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する

## （出向期間中の費用）

第十条 出張旅費等乙の業務命令にともなって発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(福利厚生)

第十一条 出向者の福利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

- (1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に該当するとき。
- (2) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (3) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。
- (4) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

- (1) 甲から乙への連絡調整事項
  - イ 出向者の履歴に関する事項
  - ロ その他乙から求められた事項
- (2) 乙から甲への連絡事項
  - イ 出向者の乙における業務内容
  - ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇
  - ハ 出向者の勤務状況
  - ニ その他甲から求められた事項

(疑義の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

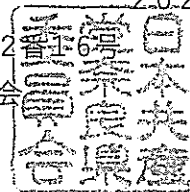
(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

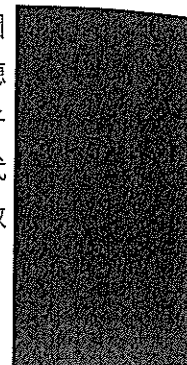
この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2020 (令和2) 年4月1日

所在地 奈良市四條大路2丁目2番6号  
 甲 事業所名 日本共産党奈良県委員会  
 代表者 委員長 細野 歩



所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会内  
 乙 事業所名 日本共産党奈良県会議員団  
 県議会議員 山村 幸穂  
 県議会議員 今井 光子  
 県議会議員 小林 照代  
 県議会議員 太田 敦



政務活動補助業務賃金台帳(2020年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		賃与1		賃与2		合計	
	17	21	19	21	19	21	18	19	18	18	18	18	18	17	17	17	17	21	21	21	21	21		
労働日数	56.0	76.0	62.0	72.0	69.0	64.5	67.0	60.5	69.0	60.5	67.0	60.5	69.0	60.5	69.0	60.5	69.0	60.5	69.0	60.5	69.0	60.5	69.0	146,700
労働時間数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給	100,800	109,800	148,500	136,800	111,600	129,600	124,200	116,100	120,600	108,900	124,200	124,200	124,200	124,200	124,200	124,200	124,200	124,200	124,200	124,200	124,200	124,200	124,200	146,700
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
領収印																								

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。